

国登録有形文化財（建造物）

旧上妻家住宅保存活用計画



令和5年3月

鹿児島県西之表市教育委員会

例　　言

- 1 本書は、鹿児島県西之表市西之表 9819 に所在する国登録有形文化財建造物旧上妻家住宅の保存活用計画である。
- 2 本計画は、西之表市教育委員会が、令和 3 年度に設置した「旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会」における調査・協議及び文化財建造物専門家等の指導助言に基づき策定した。

旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会委員（5人、五十音順、敬称略、◎は委員長、○は副委員長）

◎鈴坂　徹	鹿児島大学大学院理工学研究科教授
池田賢一郎	一級建築士 結字設計室代表 鹿児島県建築士会ヘリテージマネージャー
石原　理恵	西之表市建設課技術主査
○岩下真奈美	西之表市文化財保護審議会委員 一級建築士 DORON 建築設計事務所代表 鹿児島県建築士会ヘリテージマネージャー
鮫嶋 安豊	西之表市立図書館長

旧上妻家住宅保存活用計画策定専門調査員

田島 康弘　　構造設計一級建築士 株式会社田島設計代表取締役

- 3 本計画の策定に係る事務は、西之表市教育委員会社会教育課文化財係が担当し「第 1 章計画の概要」・「第 2 章保存管理計画」・「第 4 章防災計画」の作成に係る調査及び図面作成等の関連業務の一部を、株式会社九州文化財研究所に委託した。
- 4 本書の執筆・編集は、西之表市教育委員会社会教育課文化財係が担当したが、専門性の高い図面作成・考察等については、旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会委員、旧上妻家住宅保存活用計画策定専門調査員が執筆した。
- 5 本計画は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の作成	1
第2節 文化財の名称	1
第3節 文化財の概要	2
第4節 文化財保護の経緯	32
第5節 保護の現状と課題	32
第6節 計画の概要	44
第2章 保存管理計画	46
第1節 保存管理の現状	46
第2節 保護の方針	46
第3節 管理計画	104
第4節 修理計画	104
第3章 環境保全計画	108
第1節 環境保全の現状と課題	108
第2節 環境保全の基本方針	108
第3節 区域の区分と保存方針	109
第4節 建造物の区分と保護の方針	110
第5節 防災上の課題と対策	113
第4章 防災計画	117
第1節 防火・防犯対策	117
第2節 耐震対策	120
第3節 耐風対策	127
第4節 補強設計	128
第5節 その他の災害対策	129
第6節 今後の取り組みと防災対策	129
第5章 活用計画	130
第1節 公開・活用の基本方針	130
第2節 公開活用計画	130

第3節 活用基本計画	131
第4節 実施に向けての課題.....	135
第6章 保護に関する諸手続き	139
第1節 登録有形文化財に関する諸手続き	139
第2節 計画の改訂について	140
資料編	141
付編 森之峯上妻家住宅の歴史検証	143

第1章 計画の概要

第1節 計画の作成

1 計画作成年月日

令和5年3月28日

2 計画作成者

鹿児島県西之表市教育委員会

3 計画区域

本計画は、国登録有形文化財（建造物）「旧上妻家住宅主屋」、「旧上妻家住宅門」を対象とする。

計画区域は、①保存修理の実施及び維持管理のために必要な土地、②防火及び消火活動の見地から必要な土地、③公開その他の活用を伴う利便性の向上のために必要な土地として西之表市が取得した旧上妻家住宅が所在する敷地の範囲、4,896.72 m²とする



旧上妻家住宅主屋・門 位置図



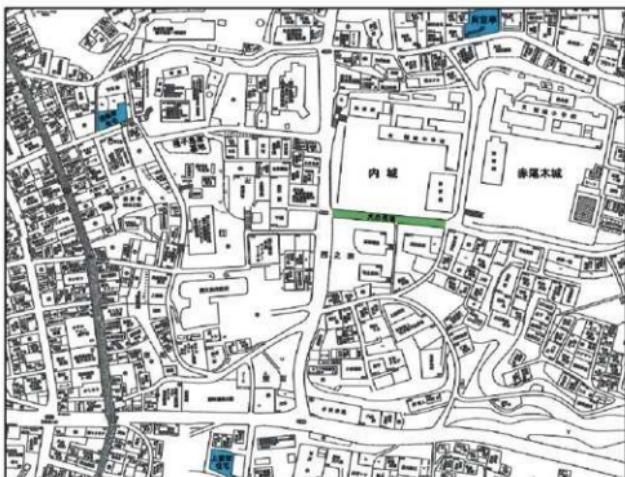
第2節 文化財の名称

- (1) 名 称 旧上妻家住宅主屋
- (2) 品 数 1棟
- (3) 構 造 木造平屋建一部2階建・桟瓦葺・建面積 209.7 m²
- (4) 所 在 地 西之表市西之表 9819
- (5) 所 有 者 名 鹿児島県西之表市
- (6) 所有者住所 鹿児島県西之表市西之表 7612
- (7) 指定区分 登録有形文化財（建造物）

- (1) 名 称 旧上妻家住宅門
 (2) 品 数 1棟
 (3) 構 造 木造棟・桟瓦葺・間口2.0m
 (4) 所 在 地 西之表市西之表9819
 (5) 所有者名 鹿児島県西之表市
 (6) 所有者住所 鹿児島県西之表市西之表7612
 (7) 指定区分 登録有形文化財(建造物)

第3節 文化財の概要

1 立地環境

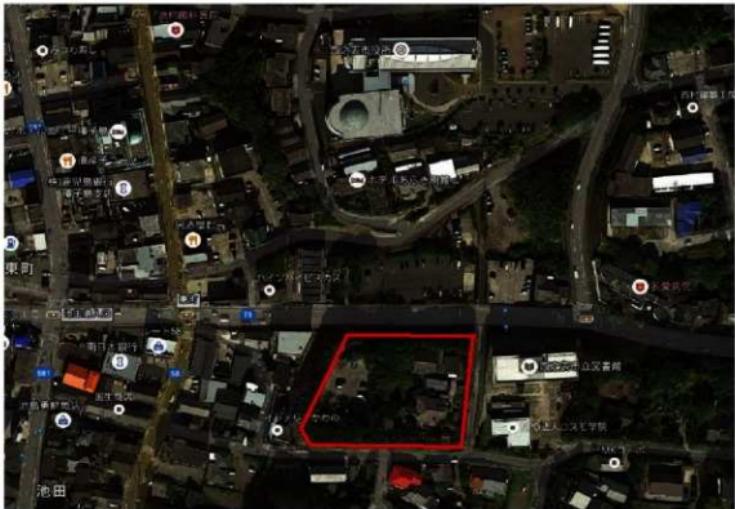


種子島の北西に位置する薩摩藩最南端の西之表麓の舌状台地の上に位置する。種子島の歴史は古く、黒潮の恩恵を受けながら海上交通の要として

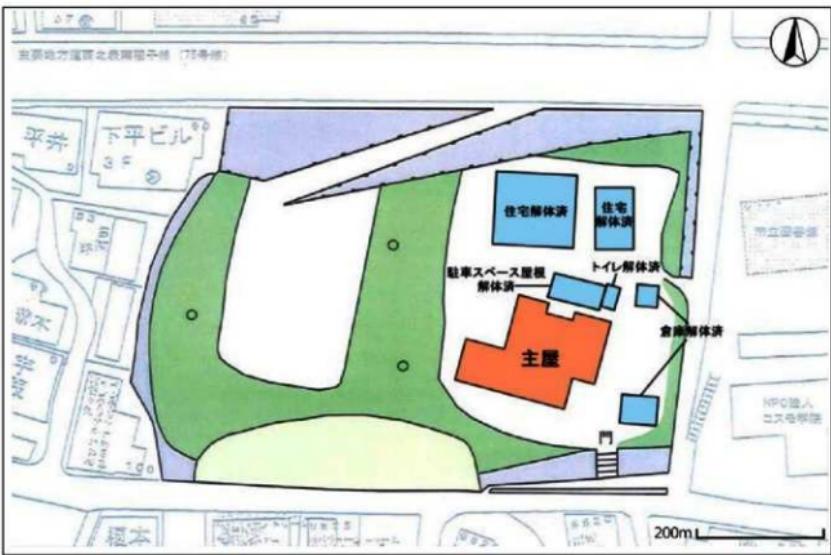
発展し、日本書紀には天武6(677)年に多福鳴人が入朝した記録が残っている。平安時代に島津荘の奇郡となり、鎌倉中期以降に種子島氏が領主となった。上妻家は、鎌倉幕府から派遣されたと伝えられる代官上妻家貞の一族で、種子島氏の入島に先駆けて、種子島を統治していた家柄である。江戸期を通じて種子島家の家老職など側近として重要な役職を果たしてきたことが知られている。天文12(1543)年に鉄砲が伝来し、種子島氏が島津氏の家臣となったのは天正時代はじめ頃と考えられている。薩摩藩の外城制度で西之表を籠とし、島全体が外城、後の郷であった。種子島家は一所持家の一つで、私領として、中世以来の集落を整備していくと推測される。

赤尾木城を中心として港を見下ろす舌状台地に敷地を樹木で囲み土族の屋敷が配置され、海岸沿いの低地に野町(東町・西町)が置かれ商人・職人が居住した。赤尾木城の北と南には土族(麓士)が居住する野首・松島・中目・小牧・納曾・中野の龍六郷があった。

この旧上妻家住宅は、西方の海上を見渡せる台地上にあり、木に囲まれた広大な敷地にある。



旧上妻家住宅敷地（計画区域）



旧上妻家住宅敷地図（計画区域）



旧上妻家住宅敷地（計画区域）「ドローン画像」

2 沿革 上妻家の歴史

この上妻家は「森ノ峯（森ノ嶺）」と呼ばれ、種子島の各地にある上妻家の総本家といわれ、その証として、各郷の上妻家系図がこの住宅に残されている。その系図によると、上妻家の始祖は「天智天皇より大職官吏冠に任せられ、藤原姓を賜り、鎌足公を初祖」としている。

第13代隆宗は国司に任せられ、筑後國に下り、上妻郷に居を定め、その子久が上妻を名乗り、ここに藤原姓上妻氏は始まる。筑後の上妻家、第9代家真の代に上妻郷の地頭大浦口氏に推されて種子島代官となり、種子島に下島。その頃、ようやく源平の争いは終わり、鎌倉幕府の成立を見たが、幕府は平清盛公の曾孫信基公を南海12島の島主として、処遇した。

然して信基公は、強いて家真を留めて家臣となし、采地50町歩を与えた。

第25代家長は年20にして、第14代島主時堯より、家老職に任せられた。

のち文禄年間、太閤秀吉公より征韓の命が下り、種子島勢は島津義弘公に属して、渡韓した。折から、俄かに太閤の本陣並びに諸陣屋を那古屋に築造すべしとの厳命が種子島家に下った。この困難極まる事業の成否は、まさしく島主の命運を左右するもの。こうした家長の苦境を知った筑後の上妻鎮勝が一族を集めて馳せ参じ、家長を助け、3日2夜にして陣屋70軒を建て、面目を施した。

併しこの間、種子島には「朝鮮には出兵せず」との世論が島主をも動かすまでに高まっていた。帰島した家長はその無謀を鎖めて島議をまとめ、遂に島主も渡韓し、危機を脱することができた。

第28代隆直の代、それより以前、第12代島主忠時公の黒山館が罹災し、記録多数を焼失した。

第18代島主久時公より、その復元を命ぜられた隆直は、各家々の記録・写本を涉獵して、島主家・庶流家の系図を復元し、さらに「懷中島記」を著したとされている。

種子島には筑後國（現在の福岡県南西部）上妻庄を名字の地とする「上妻氏」（藤原鎌足を初祖とする）の家系、上妻家真が鎌倉時代以前に代官とし種子島へ派遣され、この家真が種子島の「上妻氏」のはじまりであり、家真は種子島を統治するにあたり、島を3つの郡（上郡、中郡、下郡）に分け、三入道（高野入道・野間入道・熊毛入道）を配置し、それぞれの郡を治めさせた。また、家真的活動拠点の地は、現在の中種子町「増田」の地と言われている。

しかし、その後、鎌倉幕府「北条時政」は平清盛の「ひ孫」にあたる「種子島氏」を南海12島（種子島・屋久島・口永良部島・硫黄島・竹島・口之島・臥蛇島・中之島・諭訪瀬島・平島・悪石島・宝島）の領主とし、種子島へ配流。これ以降、種子島氏による南海12島の統治がはじまる事になる。以後、上妻氏は代々、島主種子島氏の有力な側近として島政に尽力すこととなる。上妻氏の庶流は島内全域に広がり、種子島で上妻姓が多いのはこのためである。上妻家は、島主である種子島家が入島する以前の種子島・屋久島の惣支配者で、鉄砲伝来以降も永代家老職を務めた名家であり、お屋敷（住宅）は赤尾木城に隣接し、港湾を望見できる丘陵上に位置し、種子島の武家屋敷を代表する住宅とされ、島民はこの地を「森ノ峯」と呼んできた。

特に、このお屋敷には多数の文化財が保存されており、現在種子島開発総合センター「鉄砲館」にて調査が行われている。種子島家譜によると、藩政時代を通して毎年、城の広間や鉄砲射場で島主島民が見守る中で、赤井流大筒の試射公開が恒例となっているが、その御範家は上妻家であった。

家房

房直

家宗

千萬太夫

家真

三重左衛門尉 阿波守 号上妻

○建仁年中家真在鰐倉特奉 故金為種島代官
下島主

○家真在島年久而後 藤原信基公為當島領主
於爰家真可取國之處最及晚年且 島主以為
家真多半懷島民或心服之暫可令家真治一
島依獎勵言直馬家臣賜采地五十町步

「上妻家真」種子島入島・種子島家「家臣」を賜う記述（上妻家系図より）
※初代島主「信基公」は「家真」を留めて「家臣」となし、「家真」に采地五十町歩を与えた



第6代島主「時充公」より 上妻家は永く補佐の臣であることを記す記述 上妻家系図より

丁、家長氏、本家、書手文、後正保、養女宇間院後
州、當家正地、不自、木隆、手の得通書立、以書
信、請、御、於、夏、清、系、島、弓削、家船、家長、
書記、至、演、解、機、之、情、御、累、代、相、傳、武、功、之、文、書
矣、多、家、東、代、給、六、之、以、家、長、常、熟、送、之、古、也
承應二年九月二日、出、將、公、遺、跡、宋、時、木、世、
御、某、之、時、秀、隆、可、供、奉、而、依、御、木、危、之、金、賜、軍、東
本、左、衛、門、若、日、土、書、制、
宣、文、元、平、四、月、去、歸、府、移、種、子、島、家、森、頼、
司、六、年、六、月、馬、本、寺、光、文、公、之、便、節、
參、勤、舟、寄、降、奉、大、中、
延、宝、七、年、本、隆、欲、裏、立、歸、家、轉、
延、寶、元、年、四、月、八、日、死、去、法、呑、其、信、院、中、利、生、

寛文元（1661）年

第27代上妻家当主「秀隆」の代に
森ノ嶺（現住宅が立地する地）が初めて記され、「森ノ嶺」に居住の記述
上妻家系図より

3 施設の性格 旧上妻家住宅の建設経緯

主屋は、棟札によると江戸中期の寛延4(1751)年の建築の可能性が高い。この棟札は、平成29(2017)年に屋根裏の古文書とともに、建屋に取り付けられていない状態で発見、この棟札だけではなく、五百年前の夫婦肖像画、やり許状等の貴重な古文書も同時に発見された。平成28(2016)年に西之表市が購入した際は幕末ころの建築と考えられ、平成29(2017)年の登録有形文化財登録時は、江戸末期(1830～1868)の建設で、昭和中期(1946～1965)に改修とされてきた。しかし、内部の新建材の撤去や主要材の仕様、古写真やヒアリング等の調査を進めるにつれ、江戸中期の建築の可能性が高いと考えられる。棟札による寛延4(1751)年の上棟時は、家老職にあった上妻家第30代上妻時雄(真雄)の時で、宝暦6(1756)年に上妻家代々の種子島への貢献を賞し「時雄」の名を賜り、宝暦9(1759)年に島津久芳に従い江戸に出向いた記録が残されている。古文書から「森ノ峯」にはすでに第19代上妻秀隆の母の隠居の住宅等があり、慶長年間以降、増改築が重ねられてきたと考えられている。(注1) 第20代種子島当主久達、第21代当主久芳に仕えたこの上妻家第30代上妻時雄(真雄)が、「森ノ峯」にあった旧屋敷等を、寛延年間に現在の旧上妻家住宅に建て替えたと推察される。

なお、棟札に残された釘穴に一致する取り付け痕跡は確認されていないが、棟札には、位置を変えた釘穴が残っており、また伝承では棟札が、以前は「なんど」、または「おくのま」の屋根裏にあったと言われている。(注2) 東坂和弘氏(注3) の所見によると、「棟札に残る鉋加工痕と、内部差鶴居や長押に残る鉋加工痕は、共に刃こぼれを気にしない大らかさが見られ、繊維方向と平行に一気に鉋掛けする江戸時代後期以降の大工仕事では見られない、座り掛けに近い鉋加工痕が残されている。また、野物材には古式な蛤手斧仕上げも残されている事からも、加工痕からは寛延4(1751)年建立を示唆する」とある。今後の調査で、増築された2階撤去の際に本来の棟札の釘穴跡が確認されるか、木材の年代測定により建設年代の検証を行い、建設年代の再確認が望まれる。

また、所見によると『長押止め釘に見られる江戸中期以降に使われだしたと考えられている「平折切頭釘」』が寛延4年頃に種子島で使われていたとすれば古い使用例として貴重である。江戸幕府が寛文年間(1661～1672)に規制した「三間梁規制」の元で、五間半の梁間規模で建立出来た事情も興味深い。』と記述されている。

敷地南側道路に面して、上妻家アプローチの階段が設けられているが、道路拡幅で階段幅は以前より細くなっている。この道路は、北側の西之表南種子線ができるまでは地域の幹線道路として利用され、現在も住民の重要な生活道路である。明治期の詳しい道路形状は不明だが、南西には道沿いに川が流れている。一方、古くから東側には赤尾木城につながる馬場があり、その馬場の東には国の西之表地方合同庁舎、種子島法務総合庁舎「ともに昭和39(1964)年竣工、現在西之表市が所有、図書館等で利用中」があり、西之表にとっては中核となる高台の一つに位置していることがわかる。

県道西之表南種子線の整備の際、上妻家の敷地の北側は削り取られ、道路となっている。その後現在の車のアプローチ動線が造られ、現在に至っている。西側の急傾斜地は、鹿児島県が納曾地区総合流域防災(急傾斜)工事で、2009(平成21)年に整備し、県所有地となっている。



古式な蛤刃手斧仕上げの小屋貫



棟札に残る鉋加工痕



なんどの屋根裏から発見された「棟札」。幅 12.8 センチ × 長さ 54.5 センチ
寛延 4(1751) 年、上棟時は家老職にあった「第 30 代上妻時雄（真雄）」

など 屋根裏から発見された史料



上妻家雅夫婦像 永正 10 (1513) 年作

縦 44.5 cm・横 36.5 cmで法華宗の開祖「日蓮大菩薩」の字を挟み、法衣を着た男女が向かい合う。左側の男性は、「淨蓮」の法号から、第 22 代上妻家当主上妻家雅（1522 年没）であり、右側の女性は家雅夫人である。

制作は永正 10(1513)年 4 月で、存命中に功德を積む目的で描かれた「寿像」とみられ、家雅の息子、第 23 代上妻家当主上妻右直が日智とともに、父母のために制作したものと考えられる。

研究者からは、現存する夫婦像としては、国内最古級（約 500 年前）のものであり、保存状態もよく、中世宗教史、美術史の観点からも大変貴重な史料との評価を受けている。

4 主な改造時期とその内容

主屋については現況から、創建当時以降改修・増築等が幾度か行われてきたと考えられるが、江戸期明治期の改修記録や伝承はあまり残っていない。二階は棟の左右から伸びていた隅木が切断されており、2階部分は増築と判断される。小屋組からは、「へり（はなれ）」及び水回り（浴室・便所・北側台所の突出部）以外は一体で造られている。「なかのま（じろんま）」の北側の一列は、柱が芯からはずれた位置にある食い違い部分があり、増築とも見えるが、小屋組と「南西諸島の古民家（補強板 昭和51年）」や周辺古民家の類例から、当初部分と判断される。

2階部分の増築は、昭和12(1937)年の武家門での集合写真で確認されることから、それ以前の増築と考えられ、伝承（注4）によると明治初期に上妻家が郵便事業をはじめた際に局員の宿泊施設として2階が増築されたと伝わる。また現在の2階への階段は、材等より明らかに後補のものである。主屋と六畳の「へり（はなれ）」の双方に、水回りとして内風呂・内便所が増築されており、「へり（はなれ）」の増築部は、昭和10年代の古写真では写っておらず、昭和期に賃貸した際の増築と考えられる。昭和30~40年頃に増築されたとの伝承があり、台所・浴室・便所の水回りの増築ではなかったかと推測されるがどの部分かは不明である。また敷地には、蔵が主屋の東側にあり、北側には数棟の建屋があった。昭和55(1980)年前後の航空写真では蔵と北側建屋が確認され、西之表市購入前に蔵は解体されており、購入後北側数棟も全て解体されている。

主屋の西側に六畳の「へり（はなれ）」は、独立した軸組みで建てられており、この地に元々あったか、もしくは移築してきたものかは確定できていない。「へり（はなれ）」部分以外の主屋下部の地面は、整地され建てられているが、「へり（はなれ）」部分は、整地した跡が確認されない。「へり（はなれ）」に対面する上部外壁に釘跡があり、「へり（はなれ）」との間の空間は、以前は外部だった痕跡がある。地元大工棟梁によると、材はこの「へり（はなれ）」も同様に古いとの指摘があり、江戸中期以前もしくは前後の建築だった可能性がある。「へり（はなれ）」は、「ざしき」からいつもは往来ができなかったとの伝承（注5）がある。「こげんかん」は、昭和初期の写真でも確認される。北側には池の痕跡が2か所あり、昭和後半に埋められたと言われる。池のさらに北側には、現在ブロック数段の段差があるが、元は珊瑚石垣で台所からの水路があり、敷地西側の、ため池に流れている。またその主屋北側端の台所には、現状の外壁の外側に礎石が一つ確認されており、現状より外側に外壁があったと推察される。

なお、どの部分かは確認できていないが、上妻家の別宅が「森ノ峯（森ノ嶺）」以外の地にあり、一部を移築したとの伝承がある。（注6）

門は、昭和12(1937)年の古写真によると、現在の4本の控柱はなく門扉や袖壁・潜戸が設けられている。小さな棟札があり、昭和60(1985)年9月に台風で倒壊し、再建したとの記載があり、この門は一部旧材を活用して修復された丸柱の武家門である。敷地西側は、現在市役所の職員用駐車場として利用されている。



昭和6（1931）年



昭和8（1933）年 住宅全景



昭和 10 年代（1935~1944）



昭和 11（1936）年



昭和 12（1937）年



昭和 12（1937）年



戦後



昭和 25 ((1950) 年



戦後

5 文化財の価値

●主屋（しゅおく）

木造平屋一部二階、東西 19.336m 南北 15.024m、種子島では規模の大きい、一階部分約 209 m² の武家住宅である。西之表市が平成 28(2016)年に所有し、平成 29(2017)年に登録有形文化財に登録されている。これまで江戸末期（1830～1868）の建築で、昭和中期（1946～1965）に改修と考えられてきたが、屋根裏の古文書と一緒に取り外された状態で発見された「棟札」によると寛延4（1751）年、上棟時は家老職にあった「第30代上妻時雄（真雄）」の建築と記されている。

主屋は、「へり（はなれ）」以外の主部と「へり（はなれ）」部分の2つの部分でから成る。主部は、玄関周辺の部分が改造により減築改変されたと考えられ、「どま」の南側に玄関的な空間があったと推察される。玄関部分を一部屋とすると東西方向の縦分割が三間取り（三列）、奥行（南北）方向にも三間取り（三列）の計9つの部屋割りで構成されている。主屋主部の西側の六畳の「へり（はなれ）」は、この地に元々あったか、もしくは移築してきたものと考えられる。

武家門より入り主屋の東南に「げんかん」があり、六畳の「げんかんのま」、八畳の「おもてのま」が続く。この庭に面した主屋主部南側の床の間付き八畳の座敷「おもてのま」と和室六畳の「げんかんのま」が主要な空間となっており、間口一間奥行き一尺五寸の本床を中心に左に明かり障子付きの脇床を従え、右に天袋地袋を備えた書院棚がある。造作は比較的簡素で、内法に長押を廻らし釘隠して留めている。内法上の小壁は土壁（赤土壁）だが、座敷飾りの壁は板壁で、次の間となる「げんかんのま」とは簇欄間と襖で区切られ、「おもてのま」側以外には長押がまわっていない。この二室の南側には外縁があり、縁には「おもてのま」と「げんかんのま」の間に建具が設けられていた痕跡が残されている。

「げんかん」は小屋組と古写真から判断し、2回改修され現状に至っている。「げんかん」北側の鉤状の廊下部分は、廊下側の小壁に赤土壁が残されており、「なかのま（じろんま）」の南東隅柱の鴨居と土間東南隅柱の梁の痕跡から、土間状の空間があったと考えるのが妥当である。

「おもてのま」の北側、二列目に「おくのま」（6畳）、「なかのま（じろんま）」（10畳）、「どま」（10畳 現洋室 2階への階段有）が並ぶ。「おもてのま」と「おくのま」間には、松が描かれた4枚の板戸があり、取り外し教育委員会が現在保存している。「おくのま」には外縁があり、池のあつた北西の庭に面している。ここに隠居が休んでおり見舞いにきたとの伝承がある。この外縁は「おもてのま」の西側裏につながっており、南側縁側に至る動線となっている。

「なかのま（じろんま）」には囲炉裏があり、家族の生活の場であったと考えられ、天井裏まで土壁が立ち上がっており、天井裏も煤で黒いこと、また周辺の類例から、当初は天井がなく吹抜だったと思われる。225×225,240×240 の大柱が東側に2本あり、また北西隅の柱は芯をすらして建てられているが、小屋組は「なかのま（じろんま）」の周りの軸組みが全て一体に造られており、縦分割で三間取り（三列）、奥行方向に三間取り（三列）の構成は、当初からの形状だったと判断される。なお、西之表の古民家を見ると、「なかのま（じろんま）」の北西隅柱のように芯をすらした類例が多い。囲炉裏は畳敷きに改変した際に、畳割に合わせて堀りごたつとして改修されており、位置が若干ずれていると考えられる。囲炉裏を根太から釣っていた束材が床下に残置されており、旧状の位置が確認できる。

「どま」(10畳)は床下にタタキの痕跡が確認され、南側の鴨居の痕跡から日常の出入口空間があったと考えられる。2階への階段は明らかに後補のものである。この3室のさらに北側に、「なんど」(10畳 現フローリング)「じょちゅうべや」(4.5畳)「だいどころ」(9畳)があり、小屋組と床組から、当初から一体で造られ、「だいどころ」の一部は土間であったとも考えられるが今後の調査による。「なんど」部分の西側は、「おくのま」からの内縁が伸びていたと推察され、その縁と思われる部分に地袋がある。縁の外側には雨戸の跡が一部残り、地袋の上に障子等の敷居が壁内に残置されている。小屋裏には下屋の痕跡は確認できず、簡素な板壁で塞がれていたと思われる。「なんど」は、この周辺では竹の床が組まれていることが多く、死者の体を清める湯灌に使われていたと言われているが、現在未だ、その痕跡は確認できていない。

また、この「なかのま(じろんま)」の東側「どま」及び北側「じょちゅうべや」「だいどころ」の各部屋の間には鴨居がまわり、障子等で区切り使われていたと考えられる。これら北側の外部には雨戸の鴨居跡、無双窓跡が一部残っており、障子と雨戸、無双窓で外部と隔てられていた。北側に後補の濡れ縁があるが、この辺りにも池があったと言われている。

北側の東隅には、先の三間取り四方の外側に一部屋、土間があり、現状は室内から現在は行き来できない構成となっているが、伝承によると以前は土間の台所として一体で利用されていた。主な軸組みは主屋とつながっていないが、いつの時代に建築された部分が不明で、北西隅柱の外に、礎石が残っていることから、旧来形状は現況とは異なっていたと考えられる。

東坂和弘氏(注7)の所見によると、『現在の屋根に葺かれている桟瓦葺きは当初の屋根葺き材とは考えにくい。第一に現在の屋根に葺かれている桟瓦および、敷地内に残存する瓦に江戸時代の物が見当たらないこと、第二に屋根勾配が目視では2.5寸~3寸で、桟瓦葺きの野地勾配としては緩すぎる事である。江戸時代には薩摩藩で屋久杉や薩摩杉で手割り板を産出していることから、この地域では江戸時代まで板葺き屋根が一般的であったと考えられ、現在の瓦下地である土居葺(注8)が「掛け刃掛け戻し」の古式な板葺きとなっている。あるいは、在来の板葺きに桟瓦を載せたとも考えられ、今後の解体調査によって明らかになることを期待する。』とある。一方、古文書からの検証によると、種子島の民家の屋根は、明和年間安永年間頃までは草屋で、瓦葺きのはじまりは安永6・7(1777・1778)年頃まで遡ると考えられており、屋根が当初瓦葺きだったか否かは現段階で断定できない。

主屋の西側に六畳の「へり(はなれ)」があり、「おもてのま」の東側の一間弱(約1645mm幅)の畳間を介して、独立した軸組みで建てられている。この「へり(はなれ)」の6畳の柱間の奥行寸法は「おもてのま」の主構造と同寸だが、南側外縁の柱芯と「おもてのま」の外縁の柱芯がずれており、外縁の幅が「おもてのま」より狭くなっている。

主構造は明らかに「おもてのま」側の主屋主部と切れているが現在の屋根は一体で覆われている。「おもてのま」の東側の約一間弱の畳間の天井裏に「おもてのま」の西側屋根が、その一体となつた屋根の下に残されており、主屋主部竣工後に「へり(はなれ)」が移築されたと考えられる。しかし、地元大工の棟梁によると、材はこの「へり(はなれ)」の方も同様に古いと判断しており、「へり(はなれ)」が当初からあり主屋主部が増築されたのか、主屋主部新築と同時期か建築後に移築されたかは確定できない。今後の調査により最終的判断されようが、この一間弱の畳間の北側外壁、

南側「こげんかん」が簡易的な造作で、当初の形態が不明である。

この「へり（はなれ）」は、古写真から判断し東と南に外縁が回っており、隠居部屋としても使われたようで、伝承では「茶室」とも呼ばれていた。6畳間にも関わらず、北側に一間の床、西側に半間の違い棚（天袋・地袋付）、南側に半間の書院（天袋・地袋付）が設えられており、書院の天袋内の土壁は鉄分の多い荒壁土が、黒色に硫化して錆び壁の趣を醸し出している。外縁の敷居には縁長押があり、東側の約一間弱の畳間脚の敷居には落し鏡の痕跡があり木戸があった可能性がある。鶴居は見付が細く、鶴居の上部に内法貫があり、その上に鶴居とほほ同寸の壁止が廻り、その上が現状では土壁となっている。「へり（はなれ）」には内法長押を廻らす納まりとなっているが、何らかの事情で内法長押の取付けを断念したと考えられる。また、「おもてのま」側の地盤面は整地し均されているが、「へり（はなれ）」側はまったく均されておらず、地盤が突き固められず、礎石の大きさも異なっている。鶴居高さは「おもてのま」が1750mm、「へり（はなれ）」は1740mmと少し低い。

上妻家系図に、寛文元(1661)年第27代上妻家当主「秀隆」が鹿児島の種子島屋敷勤めを終え帰島し、「森ノ嶺」に居住の記載があることから、「へり（はなれ）」が当初からあったと考えると、江戸中期以前の建築だった可能性もある。南側に半間の書院（天袋・地袋付）の外に雨戸の戸袋があるが本来はこの戸袋は別位置にあった推察され、「へり（はなれ）」の「こげんかん」は、賃貸する際等も含め幾度か改修されたと考えるのが妥当であろう。

以上から、旧上妻家住宅は、ほぼ三間取り×三間取りの大規模な古民家で、月窓亭（西之表市指定文化財建造物：種子島家住宅）等に見られる「おもてのま」「げんかんのま」「げんかん」の配置、家族の主室となっていた「なかのま（じろんま）」の構成・「げんかん」北側の土間の出入口等々西之表麓の古民家の特徴が残り、地方的特色において顕著な遺構である。

鹿児島県内の文化財には、祁答院家住宅（1661-1750 伊佐市）、二階堂家住宅（1809 肝付町）、古市家住宅（1846 中種子町）、旧増田家住宅（1873頃 薩摩川内市）、泉家住宅（1875 奄美市）の5件の重要文化財の住宅があり、棟札に記された寛延4（1751）年の建築とすると、祁答院家住宅に次ぐ歴史があり、遺構の規模としてもそれより大きい住宅である。鹿児島の歴史的建造物の中で重要な価値があるにとどまらず、棟札と同時に発見された大量の古文書からも、特に西之表における上妻家の歴史的価値は重要で、地域の特徴を示す貴重な遺構である。

●門

旧上妻家住宅門として平成29(2017)年に登録有形文化財に登録。主柱を磨き丸太とする腕木門である。現在は両側に扉と4本の控柱で支えているが、古写真では4本の控柱ではなく、門扉・袖壁・潜戸が設けられている。今回の調査で棟札らしき板書きが確認され、昭和60(1985)年の台風で倒壊し再建されたことが判明した。現在は写真で確認される門扉の痕跡等が主柱にないが、古写真に見える丸太柱や腕木による形式は忠実に守られている。現在の柱は既肥杉と考えられ軸組は修復時に新材に変えられているが、イヌマキの懸魚・幕板等は当初材と考えられる。この旧上妻家住宅門は、県内では5件の住宅門の登録有形文化財の一つで、丸太造りの武家門は珍しく、昭和初期の写真的形態が継承されており、貴重である。

●庭

古写真では、「げんかん」廻りに高木と生垣あり、それらの古写真と伝承から、武家門から「げんかん」に至る庭周は昭和期に大きく造り変えられている。一方、敷地周りの中高木が防風林としての役割を担っており、建屋の維持に不可欠である。特に敷地外縁の樹木は、西之表麓の特徴の一つでもあり、継承することが必要である。樹木調査をはじめとする庭の調査を実施し、保存樹木等の選定が望まれる。

(注1) 上妻家系図より。

(注2) 第38代上妻家当主上妻宗長氏(昭和18「1943」年生)からの聞き取り

(注3) 公益財團法人 文化財建造物保存技術協会福岡監理事務所技術参与

(注4) 第38代上妻家当主上妻宗長氏(昭和18「1943」年生)からの聞き取り

(注5) 第38代上妻家当主上妻宗長氏(昭和18「1943」年生)からの聞き取り

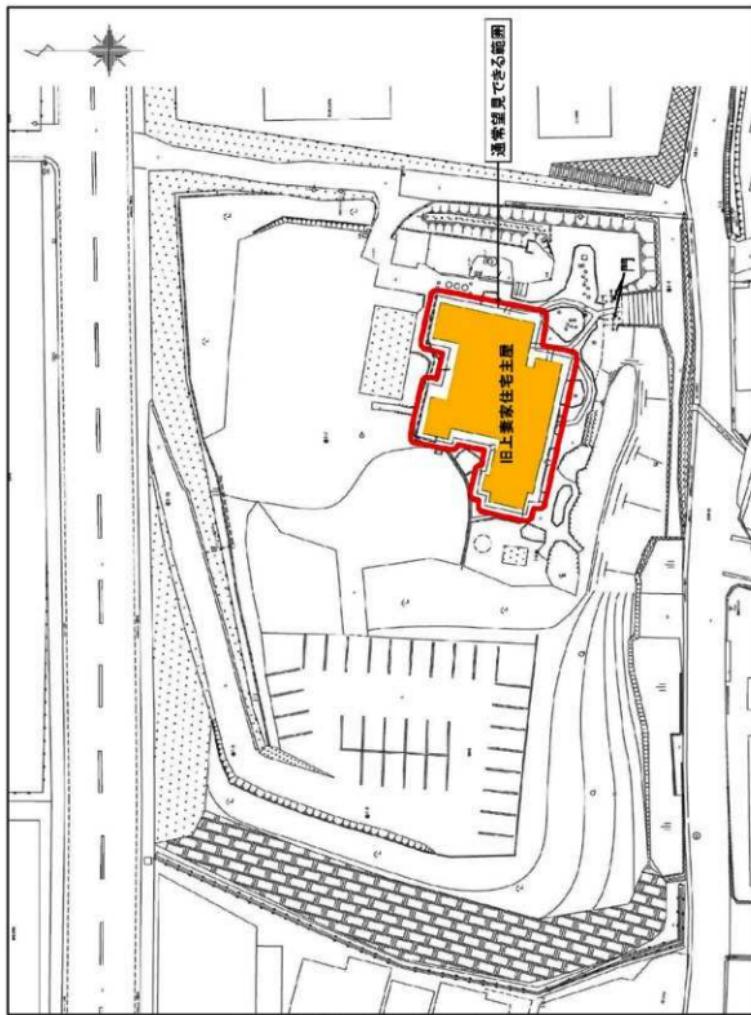
(注6) 第38代上妻家当主上妻宗長氏(昭和18「1943」年生)からの聞き取り

(注7) 公益財團法人 文化財建造物保存技術協会福岡監理事務所技術参与

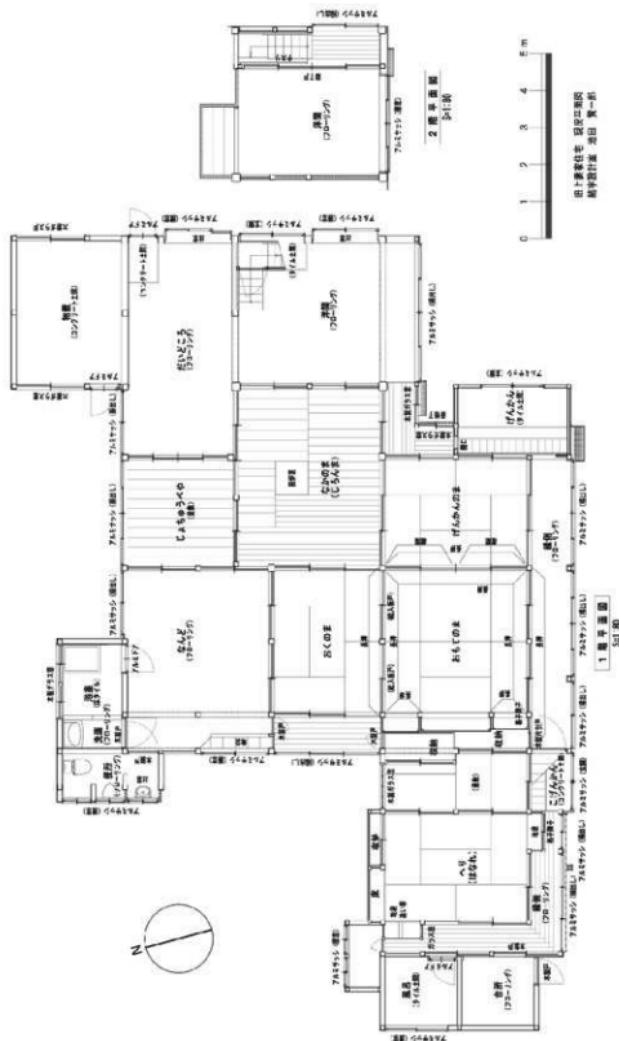
(注8) 地元では平木(ひらき)と呼んでおり、土葺きの桟瓦葺きには野地板がなく平木(杉板を

30cm角程度にスライスした板)を下地とし、その上に土、漆喰等を重ね瓦を敷き込んでいる

6 建物の平面図（通常望見できる範囲）・立面図

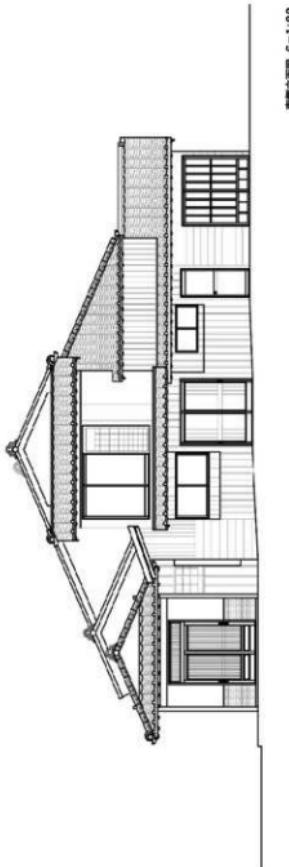


旧上妻家住宅平面図（通常望見できる範囲）

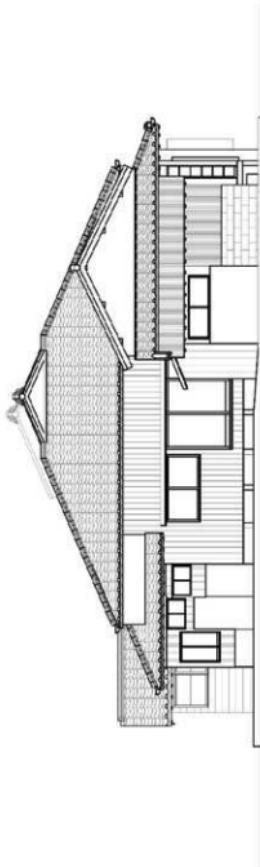


地上層面現況立面圖
2022.01.2 由丁萬昇

東側・西側 現況立面圖 S=1:80

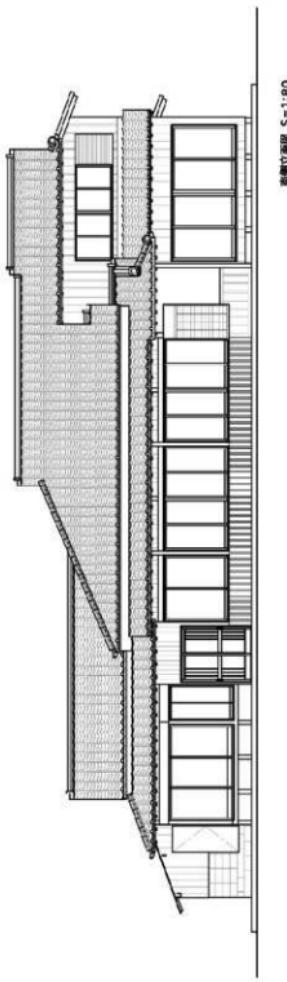


東側・西側 現況立面圖

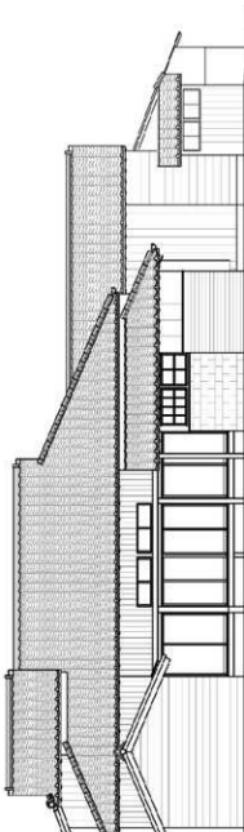


地上建築物現況立面圖
2022.01.12 施工測量

南側立面圖 S=1:80



南側立面圖 S=1:80



北側立面圖 S=1:80

南側・北側 現況立面圖

7 建物外観の3D映像

2階増築の際に隅木が切断され、構造的に不安定な状態にあり、また、台所・風呂も後補の増築ため、それらを解体撤去し、建造物の保護をはかることとする。その際、2階増築前の玄関周りの形状について検証するため、3D映像を制作した。



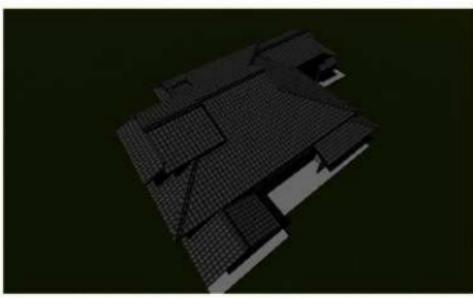
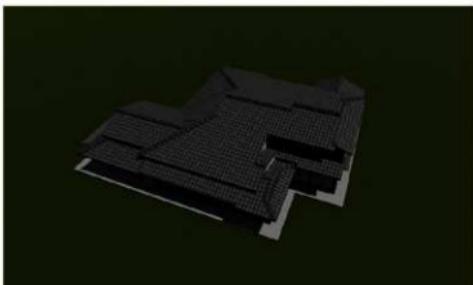
外観 現況の3D画像1



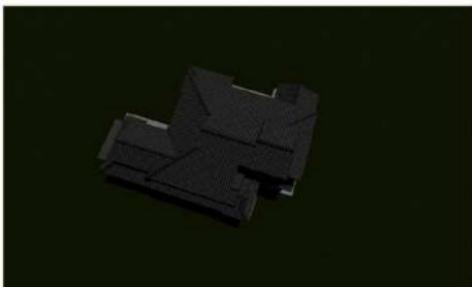
外観 現況の3D画像2



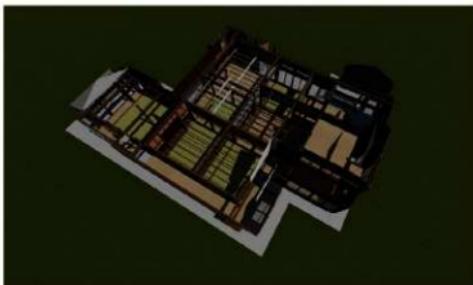
外観 現況の3D画像3



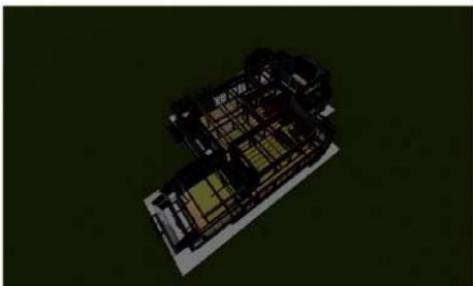
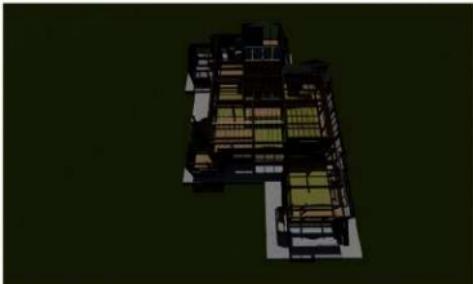
外観 現況の3D画像4



外観・内観 現況の3D画像



内部 現況の3D画像1



内部 現況の3D画像2

第4節 文化財保護の経緯

1 保存事業履歴

- 平成 24 年度（2012）上妻家住宅立面図・住宅内平面図、鉄砲館により作成
上妻家住宅所蔵史料（55 点）の調査を鉄砲館が実施
調査を終えた史料（55 点）、上妻氏より鉄砲館へ寄託される
- 平成 25 年度（2013）文化庁 稲垣調査官 住宅調査（国登録有形文化財建造物候補のため）
- 平成 27 年度（2015）鹿児島県文化財保護審議会（建造物担当）掲村委員住宅調査
- 平成 28 年度（2016）旧上妻家住宅西之表市取得、住宅内所蔵の史料調査開始
- 平成 29 年度（2017）主屋・門 国登録有形文化財（建造物）に登録
文化庁 西調査官 住宅調査
- 平成 30 年度（2018）文化庁 小沼調査官 住宅調査
- 令和元年度（2019）敷地内建物 6 棟解体工事実施（経年劣化で危険な建物）
- 令和 2 年度（2020）住宅耐震診断調査実施
- 令和 3 年度（2021）旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会設置
旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会開催（3 回）
旧上妻家住宅専門家による調査実施
文化庁 黒坂調査官 旧上妻家住宅調査（県教委坂口文化財主事 同行）
- 令和 4 年度（2022）公益財團法人 文化財建造物保存技術協会 東坂技術参与招聘 指導・助言
旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会開催（2 回）
旧上妻家住宅東門調査実施、敷地内測量、立木調査
保存活用計画策定

2 活用履歴

- 平成 24 年（2012）民俗学者「下野敏見」先生と巡る「種子島コアな旅」にて
上妻家住宅、一般へ初公開される。
- 平成 29 年（2017）①住宅及び史料一般公開 6/3～10 来場者 501 人
- 平成 29 年（2017）②住宅及び史料一般公開 8/19～26 来場者数 234 人
- 平成 29 年（2017）③住宅内「種子島西之表市いけばな展」開催 11/25～26 来場者数 450 人
- 平成 30 年（2018）①住宅内「大野雅人写真展」開催 12/7～9、14～16 来場者数 230 人
- 令和元年（2019）①住宅内「種子島西之表市いけばな展」開催 11/23～24 来場者数 400 人

第5節 保護の現状と課題

1 保存の現状と課題

ア 現状

当該文化財建造物は棟札によると寛延 4(1751)年に建築され、平成 28(2016)年 7 月に市が購入するまで、住居として使用されており、幾多の増築・改修がなされているが、縦分割で三間取り（三列）、奥行方向に三間取り（三列）の構成は、後の増築によるものではなく、当初か

らの構成と推察される。「おもてのま」に隣接する「おくのま」、「げんかんのま」及び南側の縁の長押には釘隠が施してある。

建物内部の床や天井などに一部新材を用いた改修が行われているが、床（とこ）廻りは創建時のものと考えられる。縁等は、床材の上に新材が施されており、その下に古い床板が確認できる。また、敷居が浮いている箇所が散見される（おもてのま、へりなど）。

天井は本来吹き抜けであった部分に新たに天井板が施されている部屋があり、天井板を撤去すると創建時の天井が確認できる。柱には天井材を入れるための改修の痕跡が散見される。

2階部分は創建当初はなかったと考えられ、隅木を切断して増築されている。床下について随所で大引・ウドコ（大床）の下に木材を入れて当初より補強している。また、蟻害を被っている根太・大引が「おもてのま」で確認できる。「おもてのま」南側の縁側の梁・桁に蟻害が多く見られる。

外部について、屋根材は瓦葺きで、所々瓦に欠け等が見受けられる。瓦は部分的に葺替えが行われていると思われ、瓦が統一されていない。また、瓦の目地に充填されている漆喰やモルタルが、経年劣化により亀裂している箇所が多くあり、軒部分では下に落する危険性が憂慮される。当初から棟瓦葺きか否か確認されておらず、2階の減築工事の際に調査が必要である。

屋根は所々傾斜している箇所がある。雨樋には所々に草が生えており、雨天時に排水ができる可能性が考えられる。また、内部には台所・風呂・トイレが増築時に設置されているが、現状使用されていない。外壁材は板材、合板、モルタル等の新材が用いられているが、亀裂、欠損、剥離等が随所に見られる。また、建具はアルミサッシなど新材に変更されている。

敷地南側に面している門は、東側の主柱が落ち込んでいるため、控柱と繋ぐ控貫が主柱に向かって3度ほど傾斜している。また、下部の控貫はその影響で割れている。

木造建築であるため、防火設備が必要不可欠であるが、消火器が設置してある程度で火災報知器や消火栓などの消防設備が不十分である。外部の電源コンセントなどがむき出しのものもあり、漏電の危険性がある。室内には動物の痕跡（柱等に齧られた痕跡）が見受けられるので電線等を齧られて漏電する恐れがある。

建物が高台に所在し、かつ周囲が樹木で覆われ、外部から見えにくいため施錠していたとしても、侵入される危険性が考えられる。

イ 調査

- ・後世の改造により、当初の景観が著しく損なわれており、構造的に不安定な状況となっていることから、これらを修正し復旧する必要がある。2階部分は、隅木を切断して増築されているので、創建当初はなかったと考えられ、撤去し補強・改修することが望ましい。主屋の2箇所の便所、2箇所の風呂は、後補の増築で本来の外観の美しさを損なっていると考えられ、撤去し復元することが必要である。
- ・耐震補強の進捗に合わせて、基礎伏図、軸組図、各軸断面図、小屋組詳細が必要である。
- ・台所廻りは改修が激しいため、痕跡と伝承、あるいは類例から復元することが望まれる。
- ・雨漏りにより天井・脛が傷んでいる箇所があるため屋根の補修確認及び改修が必要。
- ・各所に蟻害による破損箇所が見られるので材の交換等の処置が必要である。

- ・防火設備や防犯カメラの設置など、防火・防犯対策が必要である。
- ・白蟻駆除の残存薬剤などの有害物質や蟻害防止の調査が必要である。
- ・耐震補強の必要がある。
- ・公開活用する際には、電気・水道設備を設置する必要がある。

ウ 調査前の現状



おもてのま（西面）



げんかんのま・縁（南面）



なかのま・だいどころ（西面）

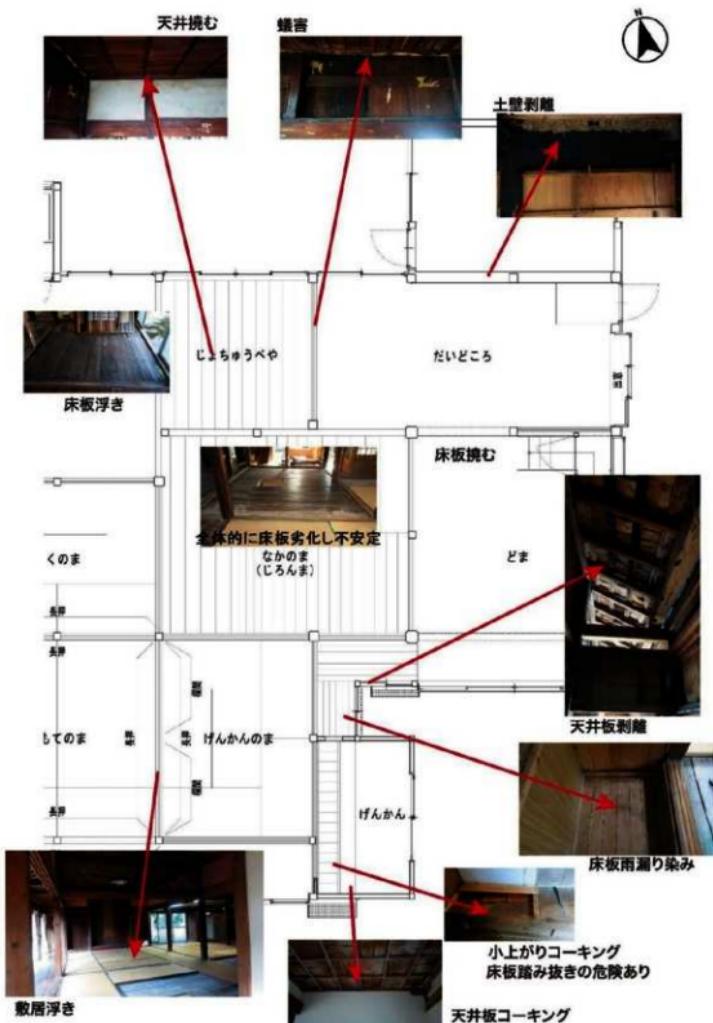


げんかん（東面）

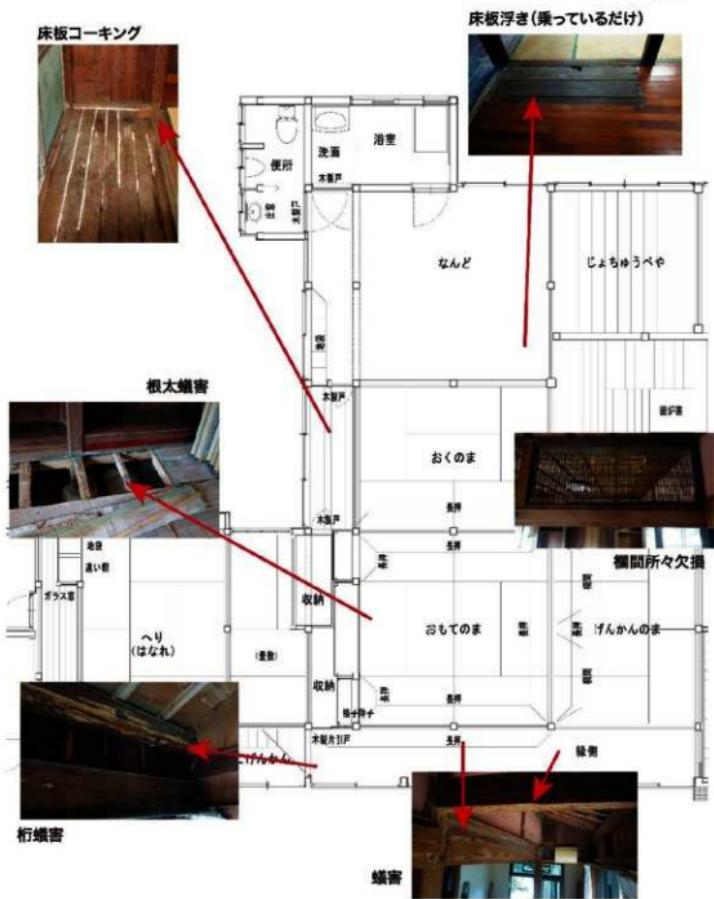


げんかんのま（西面）、おもてのま・縁（南面）

天井裏（なんど）の状況



平面東側現状図





敷居浮き



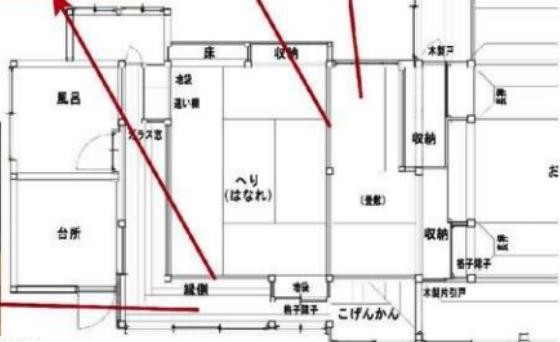
畳挟む



敷居浮き



床板抜ける危険性あり



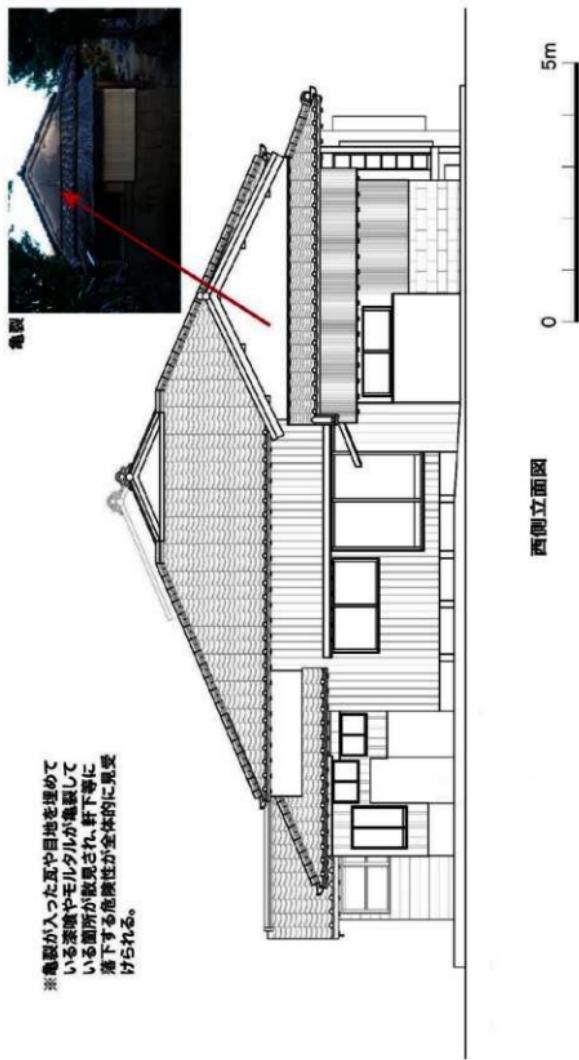
平面西側現状図

東側立面図



※縫裂が入った瓦や目地を埋めて
いる接着剤やモルタルが壊れて
いる箇所が剥落され、軒下等に
落下する危険性が全体的に見受けられる。

外部東面現状図

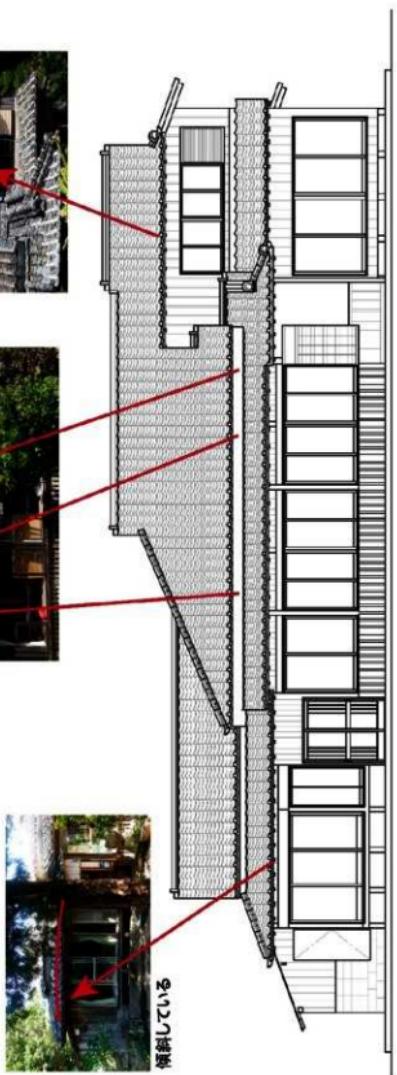


外壁材が入る位置に、瓦葺きの屋根を設ける。
下部の外壁材は、既存の外壁材をそのまま使用する。
この構造によって、既存の外壁材をそのまま残すことができる。
また、既存の外壁材を残すことで、外壁材の劣化を防ぐことができる。

外部西面現状図

南側立面図

5m
0



外部南面現状図

*縫隙が入った瓦や目地を埋めて
いる漆喰やモルタルが亀裂して
いる箇所が観察され、軒下等に
落する危険性が全体的に見受けられる。

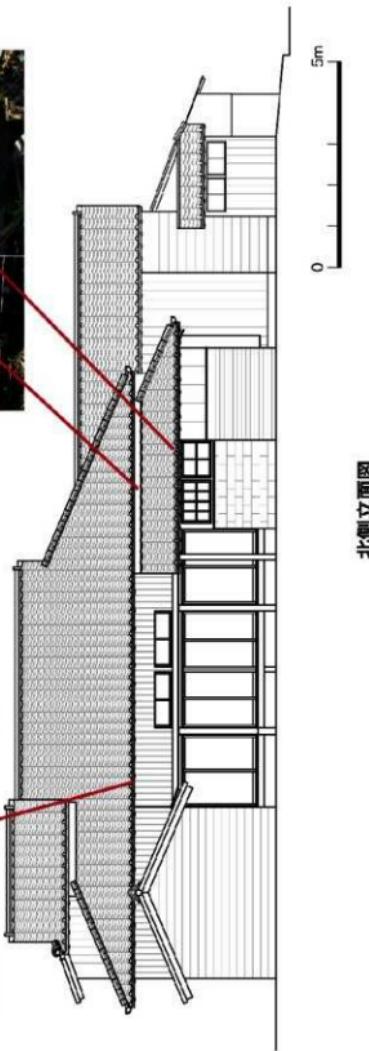
*縁石が入った瓦や目地を埋めている瓦頭やモルタル
が龜裂している場所が数見られ、軒下等に着下する危
険性が全体的に見受けられる。



モルタル補修が粗く剥離の可能性が高い

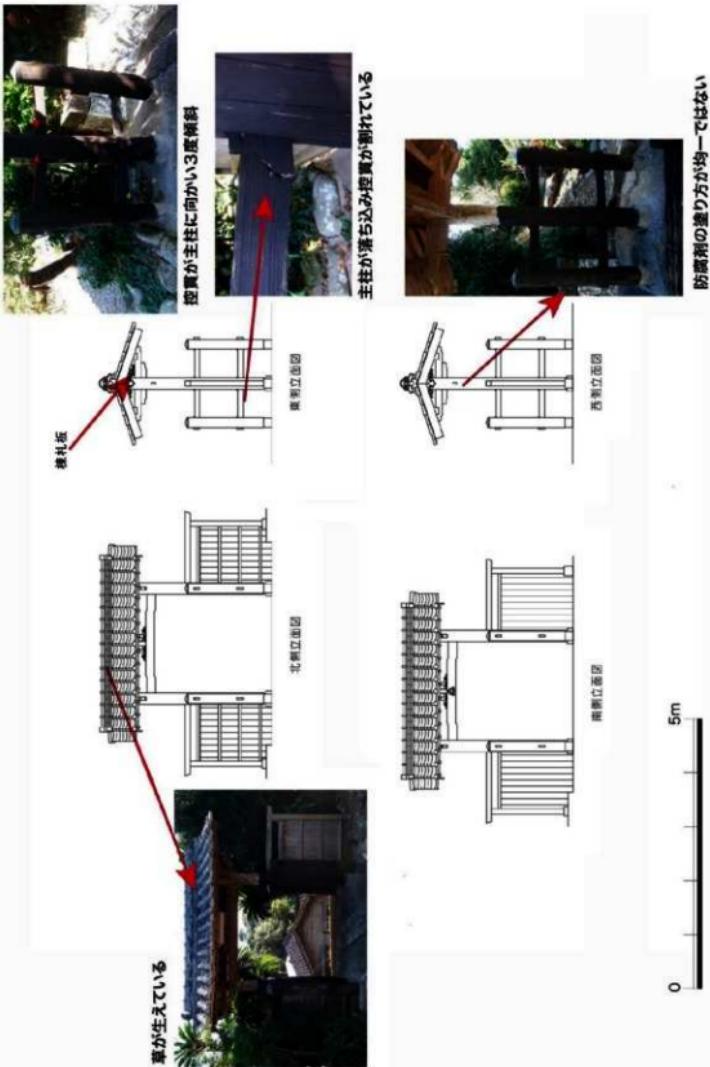


雨樋に車が生えている

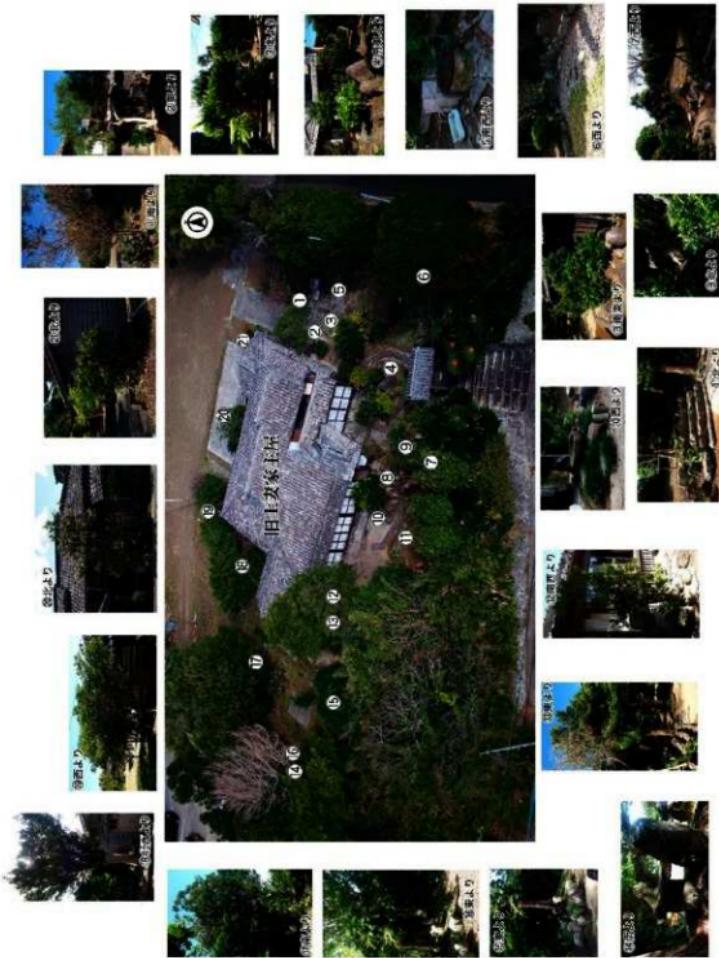


北側立面図

外部北面現状図



門現状図



住宅周囲の現状

2 活用の現状と課題

ア 現状

旧上妻家住宅は、平成29(2017)年、国登録有形文化財（建造物）に登録後、令和元(2019)年まで、5回の一般公開を行い、島内外から多くの方に来場していただいた。いけばな展や写真展、住宅内で発見された史料展などとあわせた公開は、たいへん好評であった。

令和2(2020)年以降は、住宅の専門調査及び耐震診断調査での耐震強度不足により一般公開は行っていない。

イ 課題

公開にあたり、住宅は後世の改造により、当初の景観が著しく損なわれている部分があり、構造的にも不安定な状況であることから、これらを修正し復旧する必要がある。そのため、便所等を撤去するにあたり、公開により必要となる便所等を、敷地内に新たに設置する必要がある。必要となる管理諸室については、主屋の一部を活用するか、敷地内に新築するか今後の検討による。活用面では、武家社会南限地に残る武家屋敷としての歴史・文化の発信、周辺の歴史的環境と一緒にとなった観光ルート施設、落ち着いた雰囲気を生かした、市民の学習・文化活動施設としての利活用を検討し、地域振興につなげていく必要がある。

第6節 計画の概要

1 計画区域

当該文化財建造物本体の立地する旧上妻家住宅の敷地全体を計画区域とする。

設定区域 旧上妻家住宅の敷地（西之表市所有） 4,896.72 m²

区域の設定内容 当該文化財建造物の保全と外観、利活用を促進する範囲

2 計画の目的

棟札から創建年代が江戸中期とされる武家住宅であり、種子島内においても数少ない同時代の建造物の一つである。当時の建築様式を伝える文化財としての価値を損なうことがないよう耐震補強と保存管理の方法を定めるとともに、本市の歴史文化に関する情報発信、観光ルート、市民に親しまれる施設として、当該文化財建造物の性格を考慮したうえで、活用方法のあり方を検討し、文化財の保存と適切な活用の両立をめざす計画の策定を目的とする。

3 計画の基本方針

住宅は後世の改造により、当初の景観が著しく損なわれており、構造的にも不安定な状況であることから、これらを修正し復旧しながら、当該文化財建造物の文化財としての価値の維持向上を基本として、保存活用を図る。

管理方針としては、武家社会南限地である武家屋敷として、本市の歴史・文化を発信する。また、周辺の歴史的環境と一緒にとした観光ルート施設として親しまれ、さらには広く市民の学習・文化活動に寄与できるように定めるものとする。

住宅内で発見された古文書類をはじめ、歴史的な文化財の資料展示を行うなど、地域の歴史的

背景や価値を広く普及できるものとする。

4 計画の概要

本計画（案）は以下の5項目について定める。

① 保存管理計画

登録文化財である旧上妻家住宅主屋及び門について、文化財としての価値の所在を明らかにし、これを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定める。

② 環境保全計画

旧上妻家住宅は、市街地にあって現位置に保存されている。敷地内の保存環境の維持、整備の方針を定める。

③ 防災計画

旧上妻家住宅において想定される人的灾害及び自然災害について、予防と対応の方策を定める。

④ 活用計画

旧上妻家住宅の活用と公開について方針を定める。あわせて効果的な資料展示及び必要な施設整備について定める。

⑤ 保護に係る諸手続き

保存管理計画、環境保全計画、防災計画及び活用計画の内容に即して、文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出、協議等の手続きを定める。

5 計画の周知及び見直し

この計画を策定した西之表市教育委員会は、市民及び関係機関等に対しこの計画の趣旨を周知するよう努める。また、今後の調査研究等の進展や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じてこの計画の見直しを行うこととする。見直しに係る手続については、「第6章 保護に係る諸手続き」、「第2節計画の改訂について」に記載する。

第2章 保存管理計画

第1節 保存管理の現状

1 保存状況

外観は改修や増築が繰り返されており、現時点では建築当初の状況を知ることは難しい。構造体は、建物外壁にはモルタルやペニヤなどの新建材が用いられている。床面について、畳は定期的に張替えられている。板の間は創建時と考えられる板の上に新建材が張られている。天井は、本来吹き抜けであったと考えられるが、改修により新たに天井板が施されている。そのため、柱には天井をはめ込むための痕が残っている。外部建具はアルミサッシなどの新建材に変更されている。

屋根は、瓦葺きで度々葺き替えられている。袖瓦の目地には漆喰やモルタルが充填されているが、劣化により亀裂が入っており、落下の危険がある。

2 管理状況

現在は西之表市教育委員会が管理している。

第2節 保護の方針

1 保護方針の設定

主屋は、寛延4(1751)年に建築されたと考えられ、2階部分、台所・風呂・トイレなどの増築や改修により当時の姿は損なわれており、現時点では建築当初の状況を知ることは難しいが、増築部分の撤去および復旧を検討し、2階増築前の姿に復原し保存することを保護の方針とする。

主要な構造及び創建当初と判断できる各部材は、材料自体の保存を行い、変更されている部分はできる限り旧来の材質、工法を踏襲し旧状に戻して保存する。

内装、内部建具等は、創建当初と判断できる部材については、材料自体の保存も考慮しつつ、材料の形状、材質、仕上げ、色彩等の保存を行う。

その他、改修、増築等により原状が失われている部分、活用及び補強のため改造が不可欠となる部分は、改修等に際して、建物の雰囲気を損なわないよう意匠上の配慮を行うこととする。

門は、令和4(2022)年の調査で棟札らしき板書きが確認され、昭和60(1985)年の台風で倒壊し再建されたことが判明した。現在は昭和12(1937)年の写真で確認される門扉の痕跡等が主柱にはないものの、その姿は昭和12(1937)年以前の姿を忠実に継承している。軸組は、修復時に新材に変えられているが、懸魚・幕板は当初材と考える。

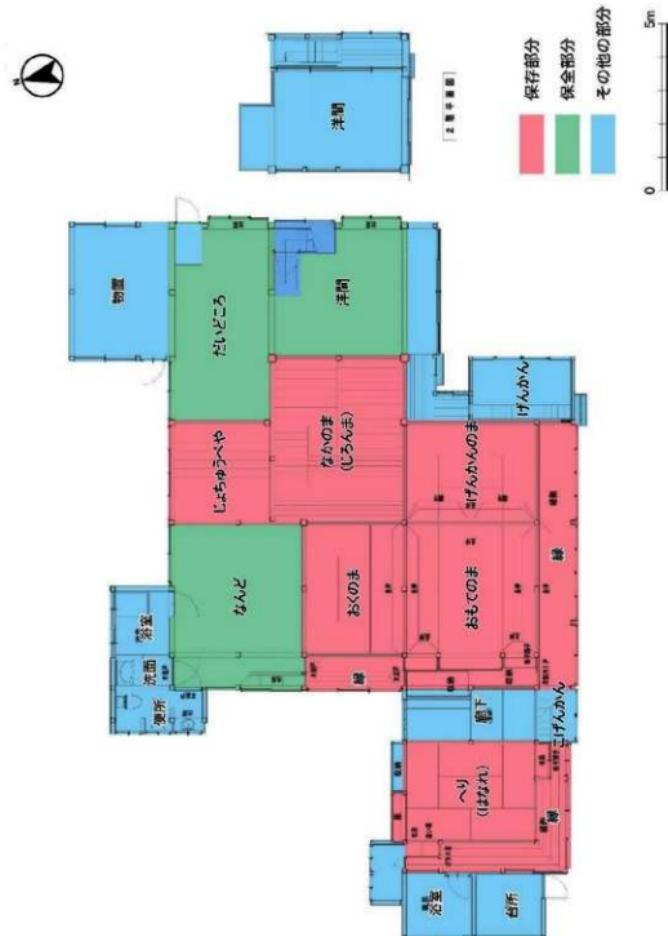
保護の方針としては、昭和12(1937)年の写真のとおりに忠実に修理を行い、当時の姿に戻し、保存するものとする。

2 部分の設定と保護の方針

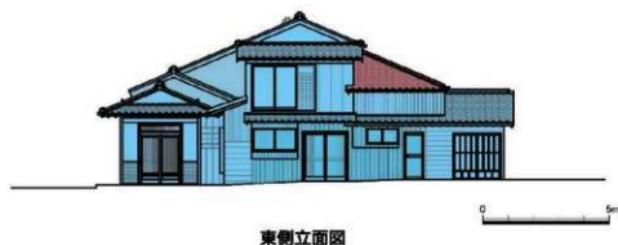
外部については屋根、外装（各面）を、内部については各部屋を「部分」の単位として保護の方針を設定する。「部分」は保存部分、保全部分、その他の部分に区分する。

当初の意匠、保存状況、活用方針等を検討して区分を行う。

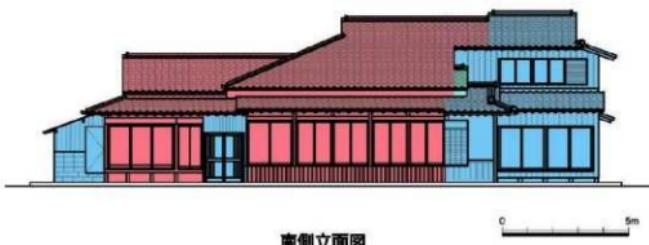
部分の設定	保存部分	保全部分	その他の部分
部分の内容	<ul style="list-style-type: none">・当初の仕様が多く残る・文化財としての価値を特に有する範囲・主に基準 1、基準 2 の部位によって構成される	<ul style="list-style-type: none">・当初の仕様が部分的に残る。・全体の雰囲気に散った改裝が行われている範囲・主に基準 2、基準 3 の部位によって構成される	<ul style="list-style-type: none">・大幅に改裝されている範囲・後に増築されている範囲・主に基準 4、基準 5 の部位によって構成される
保護の方針	<ul style="list-style-type: none">・現状の維持に努める・修理時には付加・改変されている保存活用上必要な部位の撤去を検討する。	<ul style="list-style-type: none">・現状の維持に努める・修理時には、整備年代に即した復原・整備を検討する	<ul style="list-style-type: none">・修理時には整備年代に即した復原・整備を検討する・活用に応じた整備は全体の意匠に配慮する



主屋 部分の設定区分図（平面図）



東側立面図



南側立面図

- 保存部分
- 保全部分
- その他の部分

主屋 部分の設定区分図（外観）



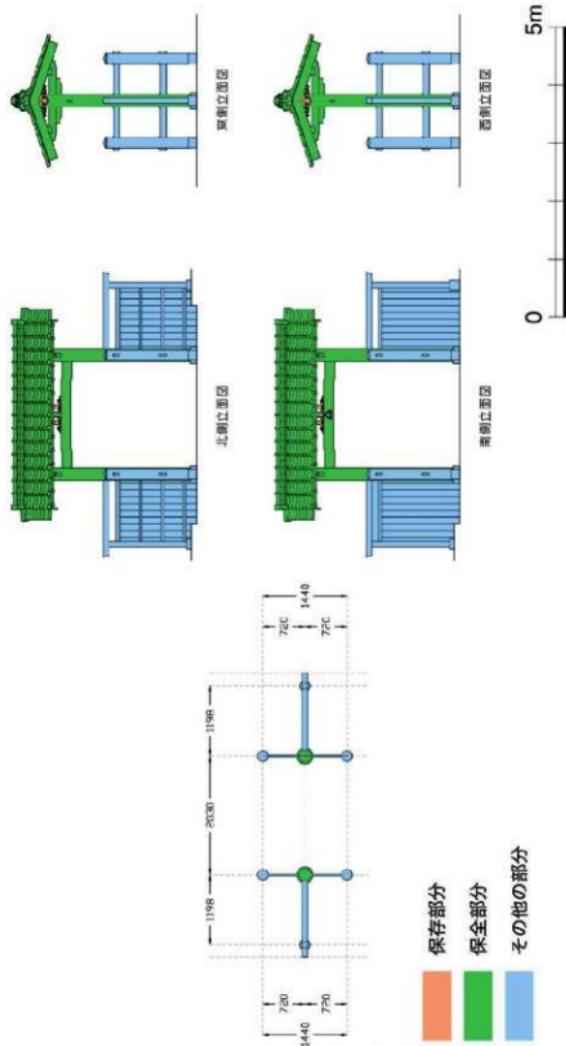
西側立面図



北側立面図

- 保存部分
- 保全部分
- その他の部分

主屋 部分の設定区分図（外観）



門 部分の設定区分図(外観)

3 部位の設定と保護の方針

「部位」とは、一連の部材等（室内の壁面・床面・窓等）を単位として設定される区分で、各部分は各部位によって構成される。部位の区分を基準 1 から基準 5 に設定し、それぞれ当該建物における適用箇所を示す。

基準	区分	当該建築における適用箇所
基準 1	材料自体の保存を行う部位 主要な構造に係る材・当初の部材等	建物の構造材：木造軸組、小屋組、基礎 内装：天井面、床面、板壁、釘隠
基準 2	材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う部位 定期的に材料の取替え等を行う補修が必要な部位	外装：瓦屋根 内装：土壁（当初）、天井面、床面、戸
基準 3	主たる形状及び色彩を保存する部位。 活用又は補強等のため変更が必要な部位	内装：畳、壁、天井面（旧来の天井を塗装）、 障子、ふすま、地袋
基準 4	修理・改造等を行うにあたり、意匠上の配慮を必要とする部位	内装：新建材（土壁、天井、床面、壁）
基準 5	所有者等の自由裁量に委ねられる部位	外装：建具 内装：新建材 (壁、天井、床、建具、照明器具など)

4 部位の設定区分（写真）

①主屋外観



東1



東2



東3



西1



西2



西3



南1

瓦屋根: 基準2

建具: 基準5

外壁: 基準5

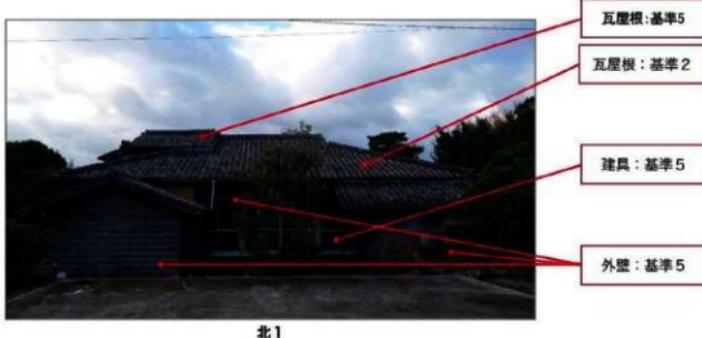


南2

瓦屋根: 基準2

建具: 基準5

外壁: 基準5



北1



北2

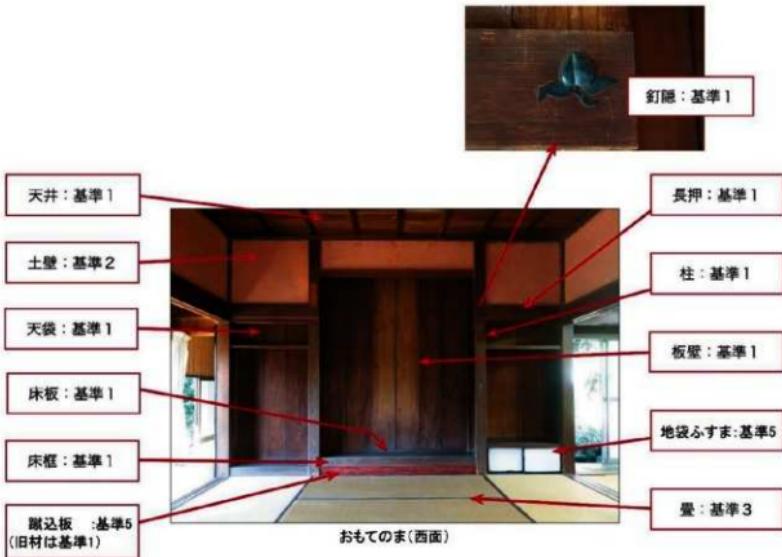
②主屋内部

おもてのま





おもてのま(南面)



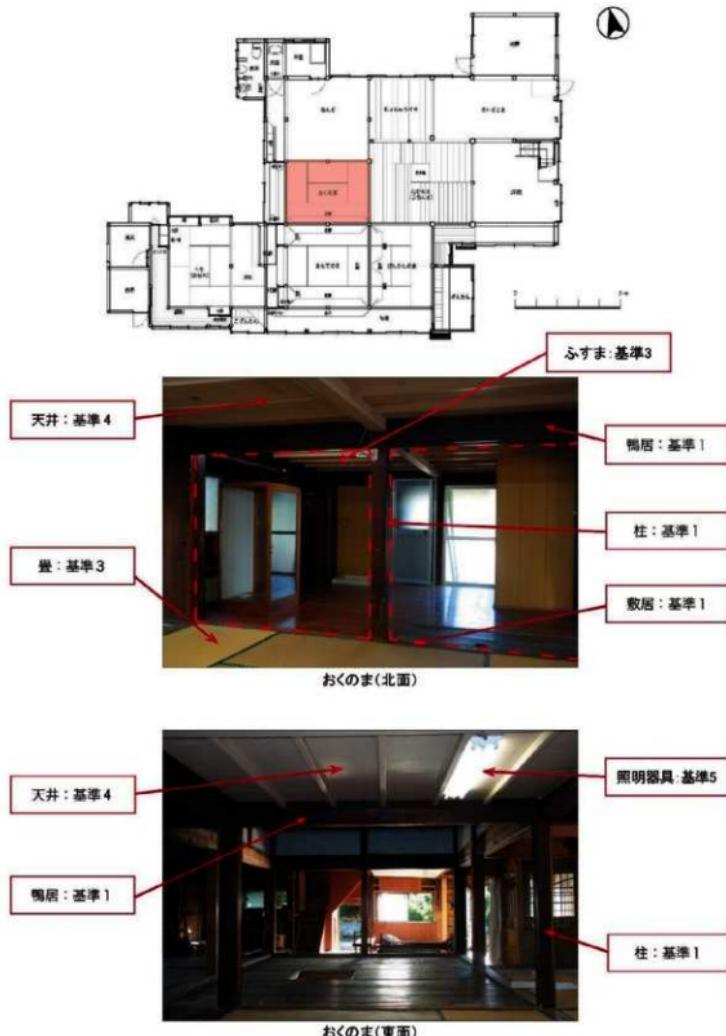
おもてのま(西面)



板戸：基準 1

おもてのま・おくのま板戸(おもてのま側)

おくのま





なかのま（じろのま）



なかのま(北面)



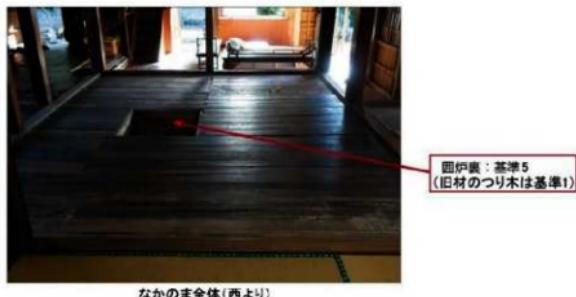
なかのま(東面)



なかのま(南面)

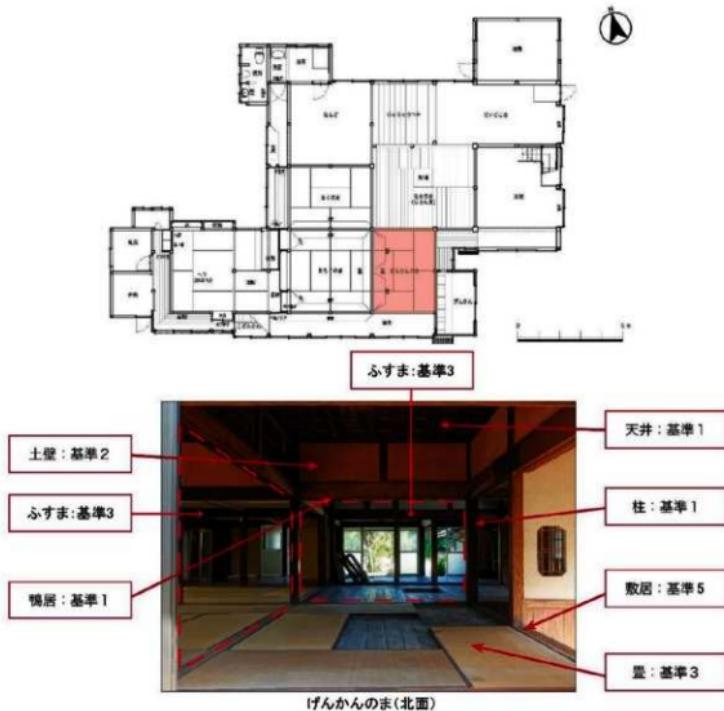


なかのま(西面)



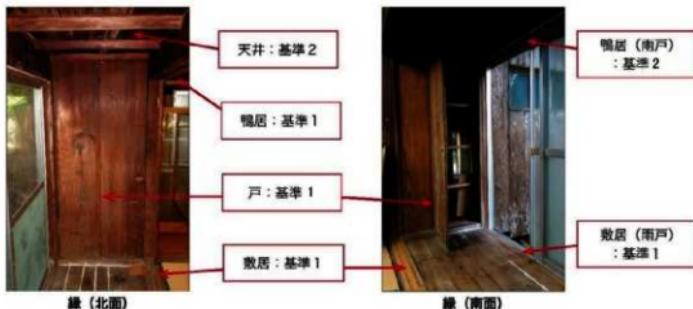
なかのま全体(西より)

げんかんのま





緑



緑 (西面)

など



など(北面)



など(東面)



じよちゅうべや



じよちゅうべや(北面)



じよちゅうべや(東面)



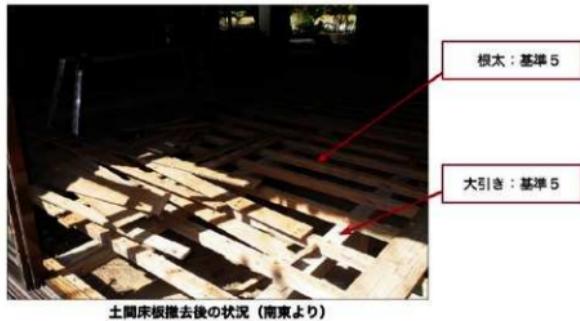
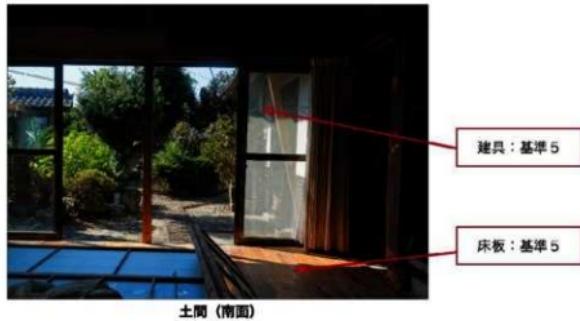
どま



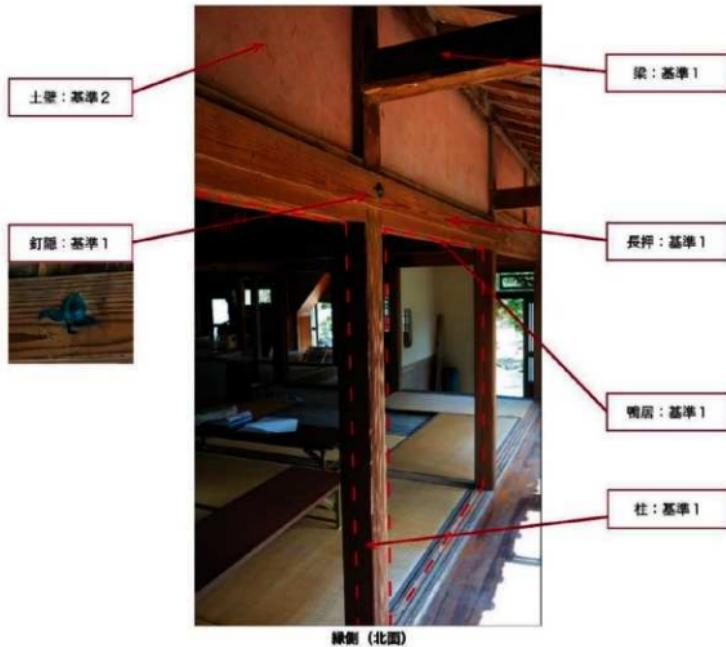
洋間(北面)

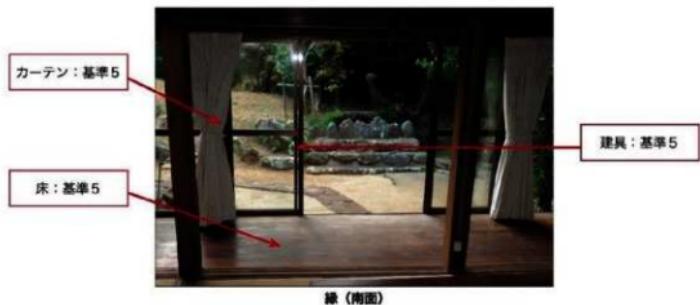
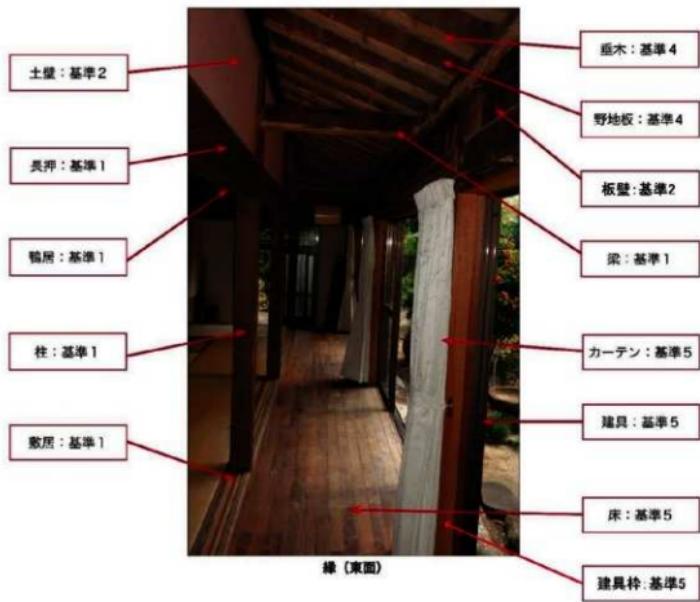


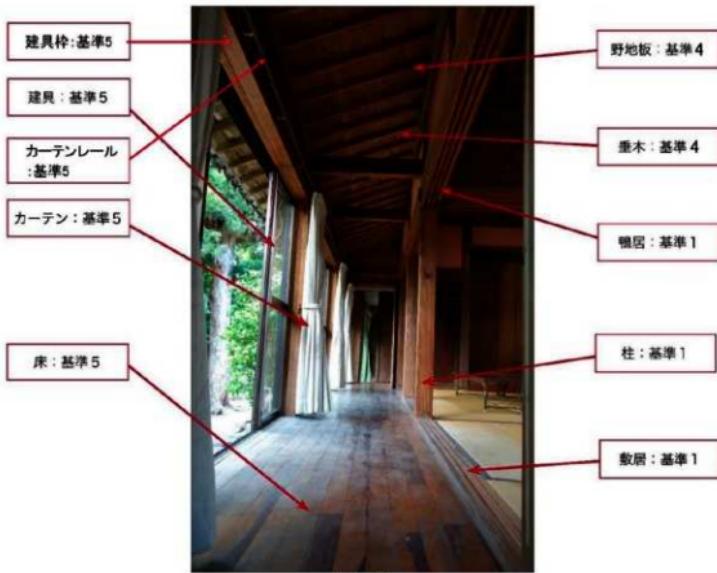
洋間(東面)



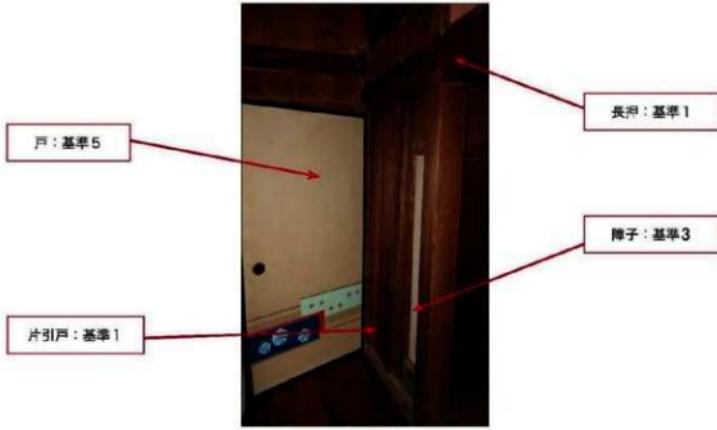
緑







縁（西面）



縁（北西面）

へり（はなれ）



へり（北面）



へり（東面）



縁



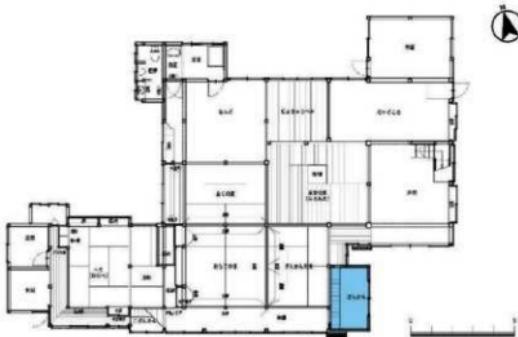
縁 (北面)



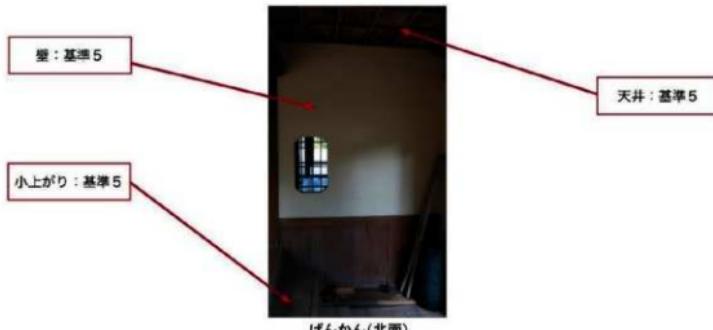
縁（南面）



げんかん（玄関）



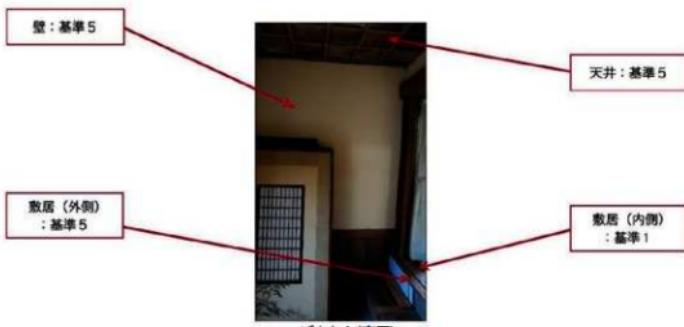
げんかん(外部、東より)



げんかん(北面)



げんかん(東面)



げんかん(南面)



げんかん(西面)

こげんかん（小玄関）



こげんかん(南面)

壁：基準5

建具：基準5

床：基準5

小上がり：基準5

敷居：基準5



こげんかん(西面)

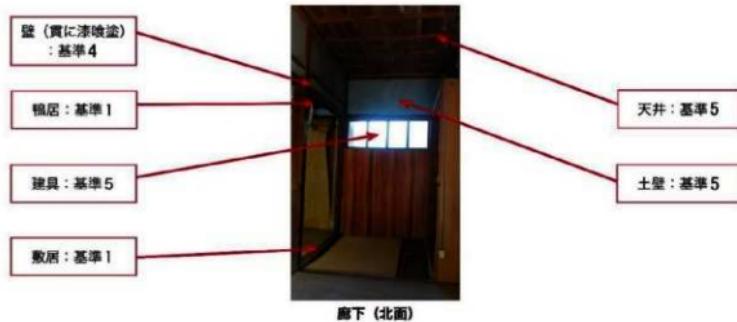


こげんかん(外部、南より)

建具：基準5

小上がり：基準5

廊下

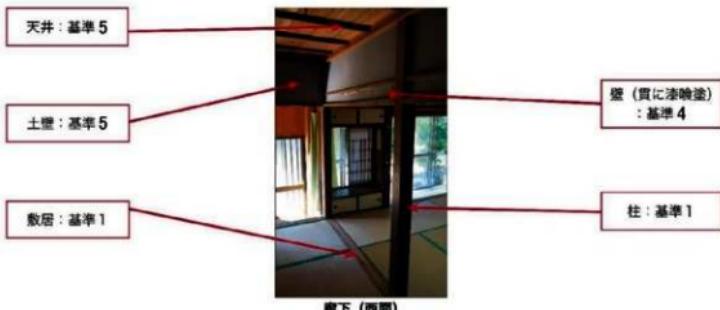




廊下（東面）押入れ壁撤去後

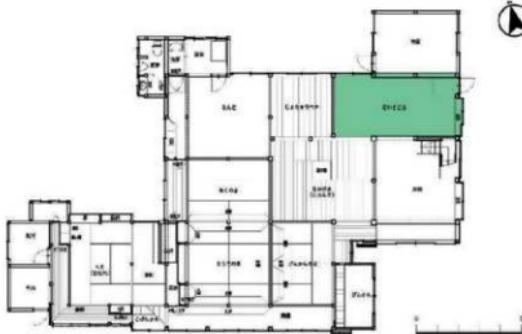


廊下（南面）



廊下（西面）

だいどころ



だいどころ(北面1)



だいどころ(北面2)







だいどころ(西面2)

物置



物置外観（東より）



物置（北面）



浴室



基準 5



浴室（北東面）



浴室（東面）

洗面所



基準5



洗面所（北面）



洗面所（西面）

便所



基準 5



便所（北面）



便所（西面）

台所



基準 5



台所（北西面）



台所（南面）

浴室



基準5

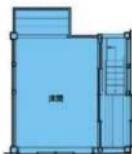


浴室（北西面）



浴室（東面）

2階



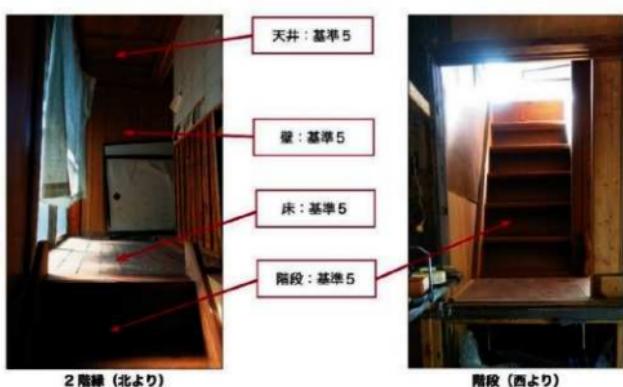
0 5m



2階（北面）



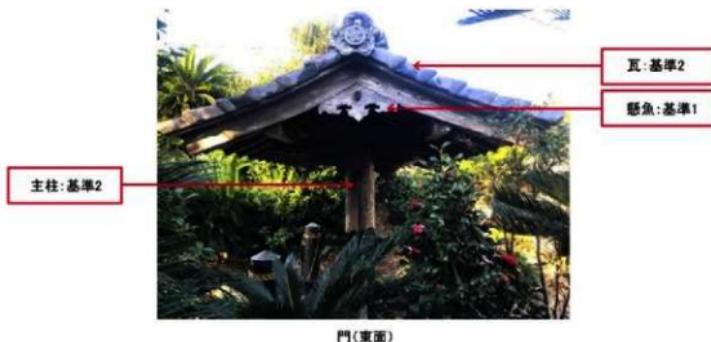
2階（東面）



門

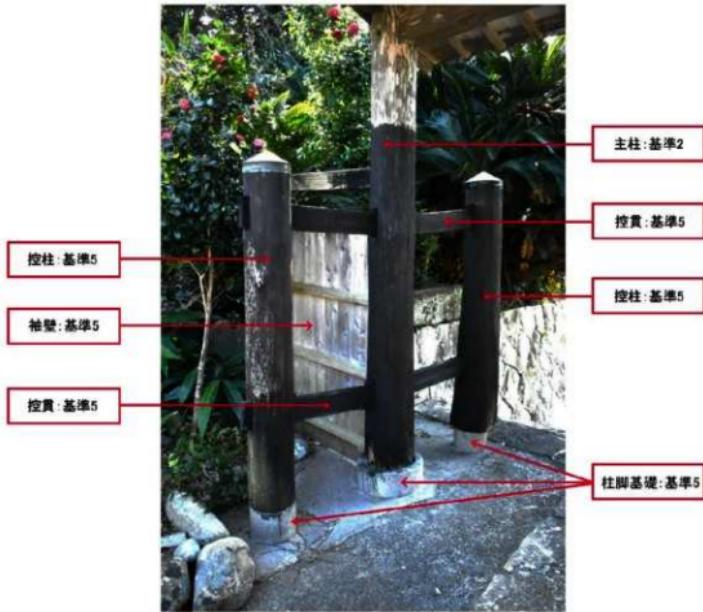


門(南面)幕股拡大



門(東面)





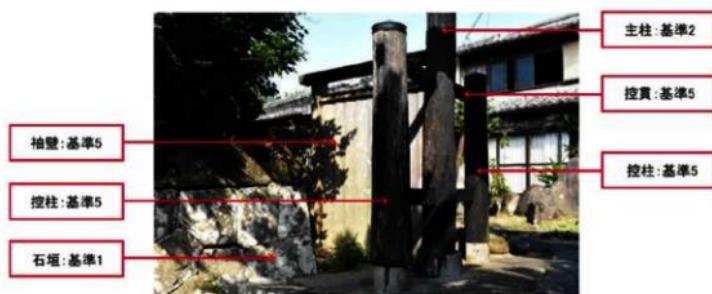
門(東柱)北面から



門(東柱)南面から



門(西柱)北面から



門(西柱)南面から

③その他の構成要素の現状と課題



ア 石段・石垣 (①、②、④、⑤、⑥)

門南側の石段及び石段から東西に積まれた石垣は保存区域とする。石垣は石材に残る矢穴寸法（5cm程度）や、石垣に間知石が谷積みされていることから、近代以降に構築されたと考えられる。

昭和初期に門前で撮影された写真には当該石垣も写っている。なお、東側の石垣は庭木の影響により孕みが見られる。また、石垣下から東西に伸びるスロープは、昭和初期に撮影された写真や、聞き取りによると、階段であった。

イ 敷地東側のコンクリート擁壁 (⑪、⑬)

敷地東側斜面の整備時期は不明であるが、コンクリート擁壁によって補強されている。東側の道路は昭和45(1970)年に市道田屋敷榕城校線に指定されている。

ウ 敷地西側のコンクリート擁壁 (⑨、⑩)

敷地西側法面は鹿児島県による総合流域防災（急傾斜）工事により、コンクリート擁壁で補強されている「平成21(2009)年2月完成」。なお、旧上妻家住宅敷地から北及び南側は急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。



東側石垣（西より）



矢穴拡大写真



東側石垣孕み



北側ブロック塀亀裂箇所

エ 敷地北側ブロック塀 (⑯)

敷地北側にはブロック塀が設置されているが、大きな亀裂が入っているため倒壊の危険性がある。

崖下には県道西之表南種子線「昭和51(1976)年指定」が通っており、交通量も多く倒壊した場合は危険である。

第3節 管理計画

1 管理の体制

当面は、西之表市による管理体制を継続するものとする。建造物の維持管理を行い、市民及び観光客が利用しやすく親しめる施設として管理運営を行う。

2 管理の方法

ア 保存環境の管理

市は、当該文化財建造物とその周辺を常に清潔な環境として保持し、適切かつ良好な状態で管理する。また、法とそれに基づく諸規定に従い、消防設備等施設管理に必要な保守点検、メンテナンスを定期的に実施する。

イ 建造物の維持管理

維持管理にあたっては、修繕が必要と考えられる状態が発生した場合は、記録をとり今後の保存修理の参考資料とする。

ウ 管理上の留意点

管理する施設が文化財建造物であることに十分留意し、建造物に損傷を与えるような行為は避けることとする。

第4節 修理計画

1 保存及び公開活用に必要な修理等の措置

現段階で保存及び公開活用の安全、便益確保のため、今後必要と考えられる修理等は以下のとおりである。

・耐震設計による耐震補強

・増築部分の撤去と建造物の復原及び補強（後世の改造により、当初の景観が著しく損なわれおり、構造的にも不安定な状況となっていることから、これらを修正し復旧する必要がある。）

2 今後の保存修理計画

古写真や文献等の探索調査を継続し、さらに建造物の調査も行いながら、創建当時の姿を明らかにする。主屋の「はなれ（へり）」との結合部分や当初の屋根形状が不明であることから、2階増築前の形態に復原していくことを基本とする。ただし、復原することで建物の損傷を招く恐れがあると推測される場合は、文化財建造物の雰囲気を損なわない範囲で最適な方法を検討する。

3 管理計画

ア 管理体制

担当部局 西之表市教育委員会社会教育課文化財係（種子島開発総合センター鉄砲館内）

イ 管理方法

1) 保存環境の管理

(ア) 清掃・整頓に関する事項

- 市及び業者による除草清掃を行う。また、担当職員による巡回点検を行う。
- (イ) 日照・通風の確保に関する事項
巡回点検時に住宅窓の開閉を行う。
- (ウ) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項
担当職員による巡回点検を行い、必要な措置を行う。
- (エ) 風水害に関する事項
台風時等の雨天荒天時には、担当職員による巡回点検を行い、被害を確認した時はその破損規模にかかわらず応急措置を施し、鹿児島県教育委員会及び文化庁へ報告する。
- (オ) その他
活用計画の実施にあわせて管理計画の見直しを行う。
- 2) 建造物の維持管理**
修理届を要しない小規模修繕等、管理のための行為の内容について、第2章保存管理計画 第4節修理計画、4 修理計画に定める。

4 修理計画

ア 当面必要な維持修理工の措置

本格的な修理工を行うまでの間、現状を保つために必要最低限の維持修理工を行っていく。台風常襲地帯であることから、屋根材、外部建具、外装材の被災箇所の応急的な軽微な修理工については、現状変更を不要とする。

イ 修理工の事前届出を不要とする行為

以下の修理工に当たっては、過去に同様の修理工を複数回担当した建築担当者の監督の下実施する場合は、修理工の事前届出を不要とする。判断に迷う場合は鹿児島県教育委員会・文化庁に相談する。

- 1) 経年劣化による床材の破損部分の修理工。同質同材を用い、現状と同様の施工方法により、概ね3 m²以下の修理工を対象とする。その頻度は、修理工の必要が生じたとき随時とする。
- 2) 経年劣化による建具の金具類の修理工。同様の材による交換とする。その頻度は、修理工の必要が生じたとき随時とする。
- 3) 経年劣化による外壁の破損部分の修理工。同質同材を用い、現状と同様の施工方法により、概ね3 m²以下の修理工を対象とする。その頻度は、修理工の必要が生じたとき随時とする。
- 4) 外壁の傷んだ部分へのペンキ等の塗布。同色・同素材による窓枠周辺等のみの小規模な上塗りを対象とする。その頻度は1年に1回程度。
- 5) 経年劣化による後補の構造材の柱及び梁、小屋組、土台、礎石、基礎の破損部分の修理工。
主たる形状および色彩を保存し、現状と同様の施工により行う修理工を対象とする。その頻度は、修理工の必要が生じたとき随時とする。

ウ 日常管理行為等に係る修理工

以下の修理工については、日常管理行為として修理工を不要とする。ただし2) 及び3) については、建築担当者の監督の下、文化財への影響が最小限となるよう配慮して実施する。判断

に迷う場合は鹿児島県教育委員会・文化庁に相談する。

- 1) 部位設定において基準4又は5の部分で、基準1又は2の部位に影響を及ぼさない修理等。
- 2) 機器設置及び更新等に伴う配線・配管等のため、必要最小限の釘やビス（直径5ミリ程度）で固定する行為。
- 3) 機器設置及び更新等に伴う配線・配管等のため、必要最小限の開口（直径10cm程度まで）の穴をあける行為。
- 4) 窓ガラスが破損した場合、一般入手可能なフロートガラス等に交換する行為。
- 5) 風雨等により屋根が飛散した場合、その部分を別工により葺き直しする行為。なお、修理等で交換した建具の金具、下見板等の交換材については、目安として、下見板は1枚から数枚、役物（くりがた付など）はその部分全体、一丁物は一丁全体を保存するものとするが、判断に迷う場合は鹿児島県教育委員会・文化庁と協議する。

エ 旧上妻家住宅修理方針検討委員会

住宅の修理改修等を行うにあたり、文化財建造物として適切な保存及び活用に必要な整備内容について、専門的な立場から調査及び審議するとともに、保存修理にあたって必要な指導及び助言を受けるため、旧上妻家住宅修理方針検討委員会を設置する。

5 整備の基本方針（整備スケジュール）

整備については、現況が後世の改造により、当初の景観が著しく損なわれており、構造的にも不安定な状況となっていることから、これらを修正・復旧しながら、以下を整備の基本方針とする。

- ① 安心安全な公開活用のための保存整備
- ② 文化財的価値を高め、かつ持続的な公開活用に供する整備

なお、整備を進める間に得られた知見を基に、整備内容・整備スケジュールについては、予算面も考慮しながら、随時修正していくものとする。

ア 令和5年度

内容 安心安全な公開活用に係る耐震補強対策のため、解体工事・調査を実施する。

現況図面作成、地盤調査、部分解体工事、構造及び痕跡調査、復旧方針の検討
調査内容・工事内容記録

イ 令和6年度

内容 安心安全な公開活用のため住宅の耐震補強工事を行い、修正・復旧を行う。

部分解体工事、構造及び痕跡調査、実施設計図作成、耐震に係る修正・復旧工事
調査内容・工事内容記録

ウ 令和7年度

内容 安心安全な公開活用のため住宅の耐震補強工事を行い、修正・復旧を行う。また、持続的な公開活用に供する修理改修工事を行う。

実施設計図作成、耐震に係る修正・復旧工事、外壁の修正・復旧工事、内部の修正・

復旧工事、建具の修正・復旧工事、電気配線、水道、防災・防犯設備検討、植栽計画
検討、工事内容記録

エ 令和8年度

内容 持続的な公開活用のための修理改修工事及び施設整備に向けて設計を行う。

内部の修正・復旧工事、建具の修正・復旧工事、便益施設・展示施設・外構・植栽設計、修理改修報告書作成

オ 令和9年度以降

内容 持続的な公開活用に係る施設等の整備を行う。

案内看板、屋外トイレ、(仮)管理室、(仮)管理用道具保管庫、(仮)資料保管室、
展示設備、(仮)休憩所、駐車場、外構・植栽工事実施

第3章 環境保全計画

第1節 環境保全の現状と課題

1 現状

当該文化財建造物の立地する敷地は、史跡としての指定はない。平成27(2015)年まで主屋は、住居として利用されていた。敷地内には登録文化財である主屋・門の他、建造物として近年に建てられた2棟の住宅(借家として利用、市取得時は廃屋状態)、ブロック作りの倉庫2棟、かつて使われていた外トイレ(汲み取り式)、駐車スペース用の付帯構造物が所在していたが、経年劣化のため破損が著しく倒壊の恐れがあることから安全面を考慮し、令和1(2019)年解体工事を行い、全て撤去した。

南側の庭園にはソテツ・サンダンカ・ヒトツバが植栽され、種子島の武家屋敷持有のものであり、創建当時の面影を思わせるものである。

敷地内西側の境界は、総合流域防災(急傾斜)工事が鹿児島県により行われ、平成21(2009)年2月に完成している。敷地内西側の一部は、西之表市職員用の駐車場として利用されている。

敷地内全体は、「森ノ峯」と呼ばれ、代々種子島家の重要な家老職を務めた「上妻氏」の居宅があった地であり、周辺は意図的に植林がなされている。

2 課題

・敷地内の雨水排水設備の機能を検証し、雨水排水経路の確認を行い、湿潤な状況が建物の腐朽に影響を及ぼすことを回避し、管理上支障のない計画とする。また、主屋の北側にブロックの擁壁があるが、伝承により珊瑚の石垣だったことが判明しており、排水経路の検証を反映させた北側の池と水路について可能な範囲で修景を行う。

・敷地内は度々改変が行われており、創建時の外構の竹まいを知ることは難しい。

・敷地内に植栽されている植物については、近年植栽された島外産のものも見られることから、調査・整理が必要である。また、植栽の剪定等の管理が必要である。

・今後活用を図る上での駐車場とサインの整備。サインは地域全体のサイン計画を反映。

・バリアフリーーアクセスについて検討し、車椅子等で見学できる動線を確保する。

・土砂災害警戒区域等には指定されていないが、南側アプローチの状況は万全とは言えない為、土砂災害警戒情報などが発令された時は、公開を中止し、利用者を近隣の避難所へ避難させるなどの方針を定める必要がある。

・可能な範囲で、敷地内とアプローチ通りの電柱及び電線の修景を実施する。

第2節 環境保全の基本方針

旧上妻家住宅主屋・門は現位置で保存し、種子島に残る武家屋敷として活用を図っていくものとする。そのため次の2点を基本方針とする。

①文化財建造物として、2階増築前の姿に復元し保存しながら、外観・内部を観察することができるようとする。

②敷地内は美観を損なわないように適正な管理を行うものとする。

第3節 区域の区分と保存方針

文化財建造物保存の観点から、当該文化財建造物の敷地内において「保存区域」・「保全区域」・「整備区域」に区分する。

1 保存区域（文化財建造物の雨落までの敷地）

建造物の保護に不可欠な区域であり、原則として新たに建造物を設けず、建造物及び雨落の保存修理のみを行う区域とする。ただし、復原にかかる構造物等及び管理防災上所有者が必要と判断した建造物については、設置ができるものとする。

2 保全区域（文化財建造物の外観を保持するための敷地）

保存区域に隣接し、当該文化財建造物の外観を保持するために、この区域内では建造物等の新築・増改築等の変更は、原則として行わないものとする。ただし、当該文化財建造物の管理若しくは防災上所有者が必要と判断した建造物については、設置ができるものとする。

3 整備区域（保存・保全区域以外の当該文化財建造物の敷地）

当該文化財建造物の防災及び活用のため必要な区域で、当該文化財建造物の保存、管理、活用のために必要な整備を行っていくものとする。但し、外構部の植栽については景観に配慮しながら保全し、防風対策を兼ねるものとする。



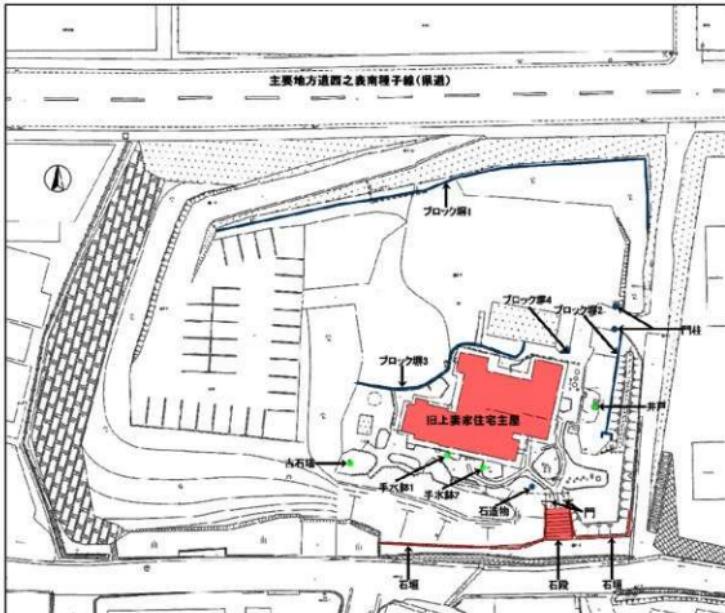
旧上妻家住宅敷地内 保存・保全・整備区域

第4節 建造物の区分と保護の方針

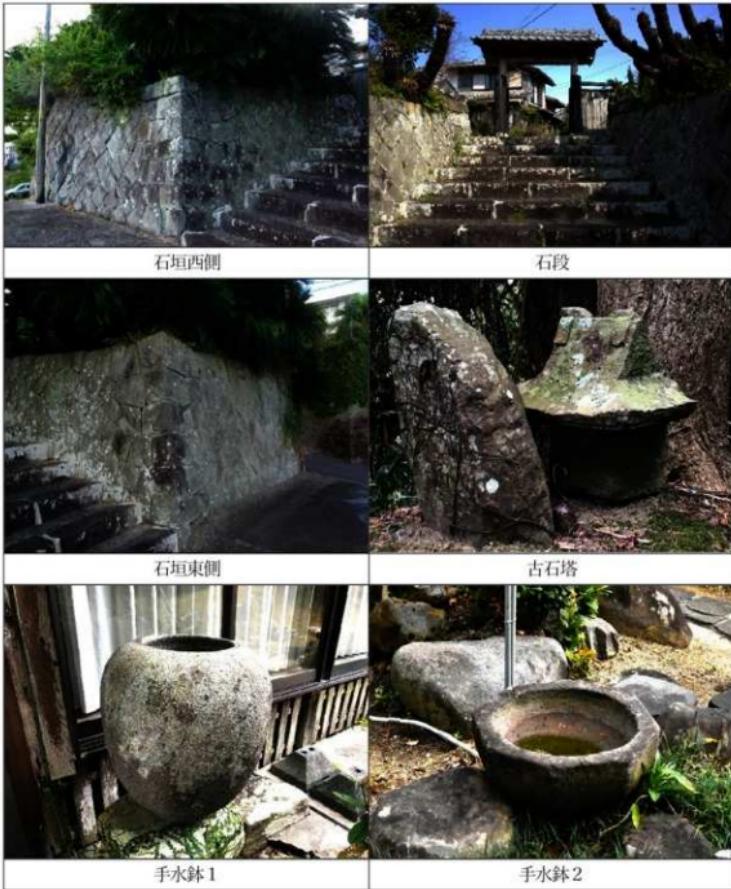
計画区域内にある国登録有形文化財以外の建造物（工作物を含む）を「保存建造物」、「保全建造物」、「その他の建造物」の三者に区分し、その対象と保全方針について次のように定める。

建造物の区分と保全方針

区分	対象	保全方針
保存建造物	石垣 石段	文化財の歴史的環境を構成する重要な要素と認められるものであり、学術調査に基づく建造物の価値向上を目的とした保存修理及び防災上必要な事業以外は、原則として行わない。
保全建造物	古石塔 手水鉢 2基 井戸	文化財の歴史的環境を構成する要素と認められ、適切な位置での維持、保全を図る。
その他建造物	石造物 門柱 ブロック塀	文化財の活用のために必要な整備を行うことができる建造物であり、所有者の自由裁量に委ねる。



保存・保全・その他の建造物位置図







第5節 防災上の課題と対策

延焼の恐れのある旧上妻家住宅敷地内に、火災の原因となるようなものは見られないが、道路を挟んだ南側には木造の建造物（民家）が数件ある。旧上妻家住宅で発生した火災が周辺民家に延焼したり、逆に周辺民家で発生した火災が旧上妻家住宅に延焼したりすることも考えられる。

また、旧上妻家住宅敷地周囲には植樹がなされており、これらの木に延焼する可能性はありうる。

活用にあたっては、消防用設備等の充実とともに、消防設備を設置し適切な管理や使用が行えるように使用方法について定期的な訓練が必要となる。

また、周辺の道路幅が狭いため、消防車の活動がスムーズに行えるよう違法駐車の禁止等、周知徹底が必要である。アプローチ路が狹隘なため、現状では敷地への消防車の進入が困難で、火災時の消防隊の消火活動の配置計画を実施し検証、対策を行う。

1 防災上の課題及び当面の改善措置と今後の対処方針

ア 洪水

旧上妻家住宅において、洪水の影響は想定されていないため、洪水への対処は、現時点では必要ない。

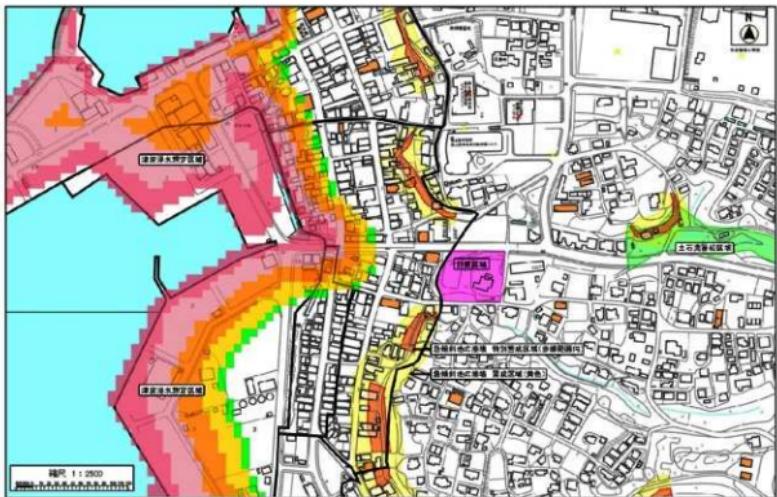
イ 津波

旧上妻家住宅敷地は海拔標高約 19m、海岸線からの距離約 300m を測るが、津波浸水想定区域外であり、津波が到達する恐れはないため、津波への対処は、現時点では必要ない。

ウ 急傾斜地崩壊・土砂災害

計画区域の西側・南側で急傾斜地の崩壊（かけ崩れ）、東側で土石流等が想定されているが、旧上妻家住宅への影響は想定されないため、土砂災害等への対処は現時点では必要ない。

但し、災害発生時には施設利用者の安全を確保し、北側の西之表市役所へ避難誘導する。



西之表市防災マップより（西之表市 令和3年2月作成）

エ 嫌害

主屋内部の縁や床下の根太・大引などにおいて、白蟻による虫害が確認されているため、防蟻処理を実施し、その後も定期的に防蟻処理を行っていく。また敷地内樹木についても白蟻の調査を実施し、白蟻に営巣が確認された場合、駆除と営巣の撤去を実施する。

オ 雨水

雨樋が設置されているが、経年劣化により排水ができていない箇所が見受けられる。主屋のげんかんのま、おもてのまで、雨漏りが見受けられたが、現在修復されている。中・長期において現在の雨水の流出経路を確認し、雨樋・側溝・集水樹などの排水施設を整備し、必要に応じて、浸透井等の設置を検討する。

2 環境保全施設整備計画

旧上妻家住宅の保存修理工事にあわせて、適切な雨水処理ができるよう施設を整備する。整備にあたっては、建造物の外観を損なわないよう配慮する。

3 周辺樹木の管理

強風で倒木して建屋に被害が及ぶ樹木の確認を行い、建屋に被害を与える樹木については、庭園等の美観を損なわないことを検証した上で、伐採の検討を行うが、ヒツヅバ・サンダンカ・イ

チョウ・タブノキ・ソテツなどは地域の特色を示すものであり、その保存に努める。



樹木現況図



住宅周辺樹木現況図



ヒトツバ



イチョウとソテツ

第4章 防災計画

第1節 防火・防犯対策

1 火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼性

当該文化財建造物は木造であるため燃焼性が高い。そのため、火災発生時は早期発見、初期消火を徹底することが必要である。また、火災防止のために敷地内での火器使用箇所を限定する必要がある。

イ 延焼の可能性

当該建造物は高台にあり、周辺には隣家はないので延焼の可能性は低い。ただし、建物周囲は植樹がなされており、これらの木に延焼する可能性があり注意が必要である。また、想定される出火原因は次のとおりである。

【想定される出火原因】

- ・放火による出火
- ・漏電による出火
- ・建物内の火気使用による失火
- ・建物外部からの延焼（落雷・タバコの不始末を含む）

ウ 消火活動

市職員在室時に火災が発生した場合は、職員が適切に消火活動を行うと共に、緊急要員を現場に派遣し、事態の拡大防止に努める。なお、職員不在時の消防署等関係機関への通報は、警備会社を経由した体制を検討する。

将来、当該文化財の価値が見直され、重要度が増した場合、放水銃設置の検討も必要になる可能性もある。

エ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

旧上妻家住宅の建築的価値や魅力を発信し、市民をはじめ多くの人々に身近に感じてもらえる企画や催事を行い、活用に向けた機運を醸成していく。

2 防火管理計画

ア 防火管理体制

防火管理体制は所有者である西之表市が自主的に防火管理にあたる。担当部局は西之表市教育委員会とする。公開を開始する際には、防火体制を見直すものとする。

イ 防火管理区域の設定

本計画で定める防火管理区域は、計画区域内とし防火環境の把握、予防措置に努める。

ウ 予防措置

常時の予防措置は、市職員により適切に実施する。

エ 消防法への適合

消防法第8条第1項に基づき、防火管理者を選任し、防火管理を徹底するために必要な事項

を消防計画として作成し、同法が定める防火管理業務を実施する。

防火管理者は、防火管理に関する一切の権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

- ①消防計画の検討及び変更
- ②消火、通報及び避難訓練の実施並びにその指導
- ③建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- ④消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- ⑤火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- ⑥防火担当責任者に対する指導監督
- ⑦収容人員の管理
- ⑧その他防火管理上必要な業務

また、防火管理者は次の業務について消防機関への報告、届出並びに連絡を行うものとする。

- ①消防計画の提出
- ②建屋、諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく届出
- ③消防設備等の点検結果の報告
- ④教育訓練指導の要請
- ⑤その他法令に基づく報告並びに防火管理上についての必要事項

オ 火災警報設備・消火設備

火災警報設備及び消火設備は、今後の活用内容の確定に伴い、用途に応じて設置義務の有無が異なる。当該建物の主屋の床面積は 209.7 m²、門の床面積は 2.8 m²であり、構造は木造扱いとする。活用計画より該当する消防法上の用途区分としては「項別 15」(消防法施行令別表第 1) が考えられ、消防法への適合要件は以下のとおりである。なお、所轄消防署長の許可により消防用設備等の設置義務については緩和することが可能である。

(消防法施行令第 32 条)

項目	要件（設置義務が生じる床面積）	適用
消火器 (施行令 10 条の 1)	延面積が 300 m ² 以上 設置義務なし	設置する
屋内消火栓設備 (施行令 11 条)	延面積が 1,000 m ² 以上 設置義務なし	設置しない
自動火災報知設備 (施行令 21 条)	延面積が 1,000 m ² 以上 設置義務なし	設置しない
漏電火災警報器 (施行令 22 条)	延面積が 1,000 m ² 以上 設置義務なし	設置しない
消防機関へ通報する火災報知設備 (施行令 23 条)	延面積が 1,000 m ² 以上 設置義務なし	消防署と協議を行い、設置の有無を検討する

非常警報器具・設備 (施行令 24 条)	一般 (収容人員 50 人以上) 設計条件による	消防署と協議を行い、設置の有無を判断する
誘導灯・誘導標識 (施行令 26 条)	誘導灯 設置義務なし 誘導標識 設置義務有り	誘導灯 設置しない 誘導標識 設置を検討するが、活用の用途によって、消防署と協議を行い、設置の有無を判断する

※適用については、防災計画の見直しがあった場合はその都度、消防署と協議・確認を行う。

3 防犯計画

ア 防犯上の現状と課題

旧上妻家住宅においてこれまで事故歴はなく、現在、施錠以外の特別な防犯対策は行っていない。

イ 防犯計画

公開・活用にあたり適切な防犯計画を作成する。また、夜間施錠時の対応として機械警備の導入を検討する。

4 防災（防火・防犯）設備計画

ア 設備整備計画

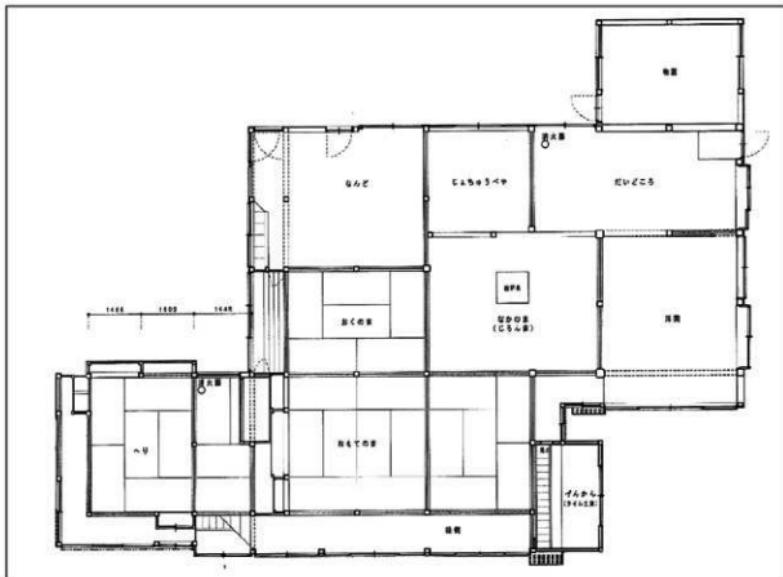
設備整備計画については、今後実施する基本設計と合わせて検討、調整を行うこととする。

ここでは、現段階において想起している防火対象物用途区分表「項目別 15」（消防法施行令別表第1）の場合で消防法上、必要な設備の記載に留める。

- ①火災報知設備：消防機関へ通報する火災報知設備の検討（収容人員 50 人以上に設置義務）
- ②消火設備：消火器の設置
- ③誘導標識の設置：設置の有無について消防署と協議
- ④防犯設備：機械警備、監視カメラの設置検討

イ 保守管理計画

保守管理計画は、基本設計作成時に設備整備計画と合わせて所轄消防署と協議を行い計画の策定を行う。



消防設備設置計画

第2章 耐震対策

1 構造上の特徴

- 1 本建物は、伝統的な木造軸組構法による2階建てである。
- 2 平面形状は整形な部分に年代不詳の増築部が付随した形状の住宅である。
- 3 小壁や差鴨居が主な耐震要素である。
- 4 柱は105角～230角である。
- 5 構造階高は、1階：4.10m（礎石天端～桁行天端）、最高高さ6.50mである。
- 6 柱脚は礎石立てである。

2 設計方針

- 1 設計ルートは、X（桁行）方向、Y（梁間）方向共に、限界耐力計算とする。
- 2 計算ソフトは、「木造限界耐力計算II Ver.2 JSCA-08+手計算」とする。
- 3 各耐震要素の復元力特性は、一定の軸力を受ける単位フレーム（幅1.82m/高さ2.73m）の大変形領域を含んだ実験結果から得られた復元力特性を、実況のフレーム寸法などに応じて換算補正したものを用いる。各階の復元力特性は、各方向について各耐震要素の復元力特性を加算して作成する。

4 地震に対しては、施行令・告示に示される加速度応答スペクトルを用い、稀に発生する地震に対しては損傷限界変形角(1/120)以下、極めて稀に発生する地震に対しては安全限界変形角(1/15)以下であることを確認する。安全限界変形角は、各要素の限界変形角が1/15以上であること、及び採用している復元力特性は重量を上載した状態での実験結果から得られたものであり、P-δの影響が考慮されていることから1/15と設定できると判断する。

尚、安全限界変形時に小壁付き柱などの部材に発生する応力が基準強度以下であることは、別途確認するものとする。地震時の検討における表層地盤による加速度の増幅率Gsは、J-SHISより第二種地盤と判断する。

【設計のクライテリア】

	稀に発生する地震 損傷限界変形角	極めて稀に発生する地震 安全限界変形角
X,Y 方向共	1/120	1/15

5 風圧力に対しては、稀に発生する暴風、極めて稀に発生する暴風に対して、それぞれ損傷限界耐力以下、安全限界耐力以下であることを確認する。

- 6 安全限界変形時に転倒モードに対する柱脚の浮き上がりの有無について確認し、浮き上がる箇所があれば当該部分の耐震要素の耐力を浮き上がり時点の応力以下になるように低減する。
- 7 基礎は礎石となっており、基礎の沈下やひび割れ等が見られないで、問題ないと判断する。
- 8 地盤調査結果、J-SHISの微地形区分、液状化危険度マップより液状化有無を判断する。
- 9 一部2階建てだが、小屋裏を改築したような作りであり、平屋建てとして検討とする。

3 準拠する基準等および参考図書

建築基準法・同施行令その他関係法令

伝統的な木造軸組を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル
(監修:一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部)

伝統構法を生かす木造耐震マニュアル-限界耐力計算による耐震設計・耐震補強設計法-
(著者:木造軸組構法建物の耐震設計マニュアル編集委員会)

4 材料の基準強度・許容応力度

(1) コンクリートの許容応力度 (N/mm²)

種類	長期				短期			
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着	
			上端筋	その他			上端筋	その他
Fc21	7.0	0.70	1.40	2.10	14.0	1.05	2.10	3.15

(2) 鉄筋の許容応力度 (N/mm²)

種類	長期			短期			基準強度 (N/mm ²)
	圧縮	引張	せん断	圧縮	引張	せん断	
SD295A	195	195	195	295	295	295	295
SD345	215	215	195	345	345	345	345

(3) 木材の基準強度 (N/mm²)

無等級材 樹種	基準強度 F			
	圧縮	引張	曲げ	せん断
アカマツ、クロマツ、ペイマツ	22.2	17.7	28.2	2.4
カラマツ、ヒノキ	20.7	16.2	26.7	2.1
ツガ、ペイツガ	19.2	14.7	25.2	2.1
スギ、ベイスギ	17.7	13.5	22.2	1.8
カシ	27.0	24.0	38.4	4.2
ケヤキ	21.0	18.0	29.4	3.0

長期許容応力度 : $F \times 1.1/3$ 短期許容応力度 : $F \times 2/3$

但し、積雪時の検討の場合 長期許容応力度 : $1.3 \times F \times 1.1/3$ 短期許容応力度 : $0.8 \times F \times 2/3$

5 耐震性能の評価

5-1 復元力特性についての考え方

各階の復元力特性は、各種耐震要素の復元力特性を加算することにより算定する。各種耐震要素の復元力特性は、実験に基づく単位フレームの復元力特性を実状に応じて換算する。換の仕方を各耐震要素の仕様と共に以下に示す。

(1) 貫、差し鶴居

柱と貫、差し鶴居が主たる耐震要素であり、高さが単位フレームより高いので、柱幅・梁幅による割増と高さによる低減を行う。貫の維手部分は通し貫の 1/2、大入れ部分は通し貫の 1/4 に低減する。

(2) 土壁

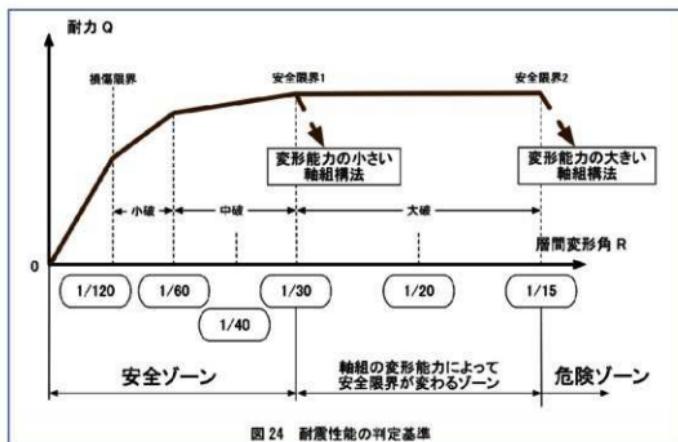
壁厚による割増は行わないが、壁長さによる割増を行い、耐震要素として考慮する。

(3) 柱の傾斜復元力

柱の傾斜復元力は繰り返し載荷によって逆行型の復元力特性を描くので、エネルギー吸收はない。したがって、弾性限界の 1/120 までの範囲でのみ耐力に参入する。

5-2 応答値の算出

(1) 限界変形角の設定



伝統的な輪組構法を主体とした

木造住宅建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアルP1-21 (監修:JSCA関西支部)

損傷限界に設定	1/120	輪組にはほとんど損傷がなく補修も必要ない。
	1/60	再使用可能限界 - 若干の補修をすれば再使用できる。
	1/30	補修・再使用可能限界 - 土壁は大きなひび割れが生じ、輪組にも木材のめり込みによる損傷が生じるが、補修によって再使用が可能な主な耐震要素が筋かいや合板しかない場合はこれを超える応答変形では倒壊に対する安全性の保証ができない。
安全限界に設計	1/15	大きな残留変形あり。これを超える応答変形では倒壊に対する安全性の保証ができない。

応答結果が、稀に発生する地震に対して損傷限界変形角以下、極めて稀に発生する地震に対して安全限界変形角以下となっていることを確認する。

(2) 地盤力

建築基準法施行令、告示に示される加速度応答スペクトルを用いる。

表層地盤による加速度の增幅率Gs :

地震ハザードステーション J-SHS の結果より第二種地盤相当とする。

階数に応じた調整係数 p : 0.80 (平屋建て)

地域係数Z : 0.8 (鹿児島県西之表市)

(3) 応答値の算出

JSCA 関西が公開している計算ソフトを用いて、変位増分法による応答値の算出を行う。

変位増分法による応答値の算出の流れ

- ① 1階の定点変位 1/120 を第1ステップとして、初期剛性を用いて一次モードを算定し、1階及び2階の変位を算定する。
- ② 1階の定点変位 1/60 を第2ステップとして、1階は 1/60 における等価剛性、2階は第1ステップで算定した変位点での等価剛性を用いて一次モードを算定し、1階及び2階の変位を算定する。
- ③ 同様に各ステップにおける各階の変位を算定する。
- ④ 各ステップにおいて、等価質量・等価高さ・代表変位・等価周期・減衰定数を算定する。
- ⑤ 等価一質点系における復元力特性と加速度応答スペクトルの交点 (=応答変位) を算定する。
- ⑥ ⑤で求めた交点と交点近傍の一次モードを用いて各階の応答変位を算定する。

5-3 診断結果

(1) 判定

検討を行った結果、以下のような応答結果となり、稀に発生する地震に対して、損傷界変形角 (1/120) 以上、極めて稀に発生する地震に対して、安全限界変形角 (1/15) となるので、設計クライテリアを満足していない。

方 向	階	C _B		最大応答履間変形角	
		稀に発生する 地震	極めて稀に発生す る地震	稀に発生する地 震	極めて稀に発生する 地震
X	1	0.129	0.115	1/116 満足しない	1/14 満足しない
Y	1	0.119	0.114	1/105 満足しない	1/14 満足しない

(2) 柱の滑りに対する検討

基礎（礎石）と柱は固定していないため、地震時に柱と基礎（礎石）の間で滑りが生じないか検討する。

※本建物は足固めなどにより、柱が個々に動かないと考え建物全体で評価する。

※現存の基礎（礎石）の摩擦係数は 0.60 とする。

	安全限界変形時の耐力係数 : C_B	静摩擦係数 : μ	判定 $C_B < \mu$
X 方向	0.129	0.60	∴ OK
Y 方向	0.119	0.60	∴ OK

検討の結果、安全限界変形時の耐力係数 : C_B は、基礎（礎石）と柱脚の静摩擦係数 : $\mu = 0.6$ を大きく下回っているので、想定する地震動の範囲では滑らないと判断できる。

5-4 総合所見

限界耐力計算の結果、稀に発生する地震・極めて稀に発生する地震に対する設計クライティアは満足しておらず、計算の前提条件として以下の点に注意・改善する必要がある。

① 復元力特性の向上

耐力壁、リブフレーム、耐震リング、リブフレーム、耐震シェルターなどで補強する必要がある。

② 2階の構造的不安定

2階部分は小屋裏部分を改築した跡がみられ、隅木が切られている。このままでは、屋根のたわみが大きくなる可能性があるので、復元時期を考えた上で、改修計画を決定する必要がある。

③ 屋根の劣化

軒先がたわみ、波を打っているので、屋根の改修を行う必要がある。

④ 木材の劣化

木材の劣化により安全性は低下するので、構造上重要な劣化が生じている箇所を適切に補修・補強を行う。必要であれば、健全な材料に置き換えるなどの処置を行う。

第3節 耐風対策

1 風圧力

- 地表面粗度区分 : III
- 基準風速 : $V_0 = 40 \text{ m/s}$ (西之表市)
- 高さの平均 : $H = (6.5 + 4.1) / 2 = 5.3 \text{ m}$
- 屋根勾配 : 4.2 寸勾配
- 速度圧の高さ方向の分布係数 : $E = Er^2 \cdot Gf = 1.222$
- 速度圧 : $q = 0.6EV_0^2 = 1173 \text{ N/m}^2$
- 風圧力 : $Q_w(kN) = Cf \cdot q(kN/m^2) \cdot A(m^2)$

方向	階	速度圧 $q(kN/m^2)$	風力係数 C_f	見付面積 $A(m^2)$	風圧力 $Q_w(kN)$	$1.6 \times Q_w(kN)$
X	1	1.18	1.00	$15.1 \times 2.4 / 2 + 15.1 \times 2.1 = 50$	59	95
Y	1	1.18	1.00	$19.33 \times 6.5 / 2 = 63$	75	119

2 検討結果

※不利側のY方向で検討を行う。

	稀に発生する風圧力 $Q_w(kN)$	推奨限界耐力 $Q_a(kN)$	判定 $Q_w < Q_a$
1階・Y方向	75	57	∴NG
	極めて稀に発生する風圧力 $1.6 \times Q_w(kN)$	安全限界耐力 $Q_a(kN)$	
1階・Y方向	119	67	∴NG

第4節 補強設計

1 補強内容

補強箇所数は以下の通りである。

	リブフレーム	耐震リング
X方向	4 カ所	30 カ所
Y方向	5 カ所	30 カ所
合計	9 カ所	60 カ所

2 耐震性能

補強を行った結果、以下のような応答結果となり、稀に発生する地震に対して、損傷限界変形角（1/120）以下、極めて稀に発生する地震に対して、安全限界変形角（1/15）以下となり、設計クライテリアを満足することを確認した。

方向	階	C _B		最大応答履間変形角	
		稀に発生する地震	極めて稀に発生する地震	稀に発生する地震	極めて稀に発生する地震
X	1	0.121	0.219	1/160 満足する	1/23 満足する
Y	1	0.116	0.235	1/163 満足する	1/23 満足する

3 耐風性能

補強を行った結果、稀に発生する風圧力、極めて稀に発生する風圧力を満足することを確認した。

	稀に発生する風圧力 Q _w (kN)	損傷限界耐力 Q _a (kN)	判定 Q _w <Q _a
1階・X方向	59	78	∴O.K.
1階・Y方向	75	76	∴O.K.
	極めて稀に発生する風圧力 1.6×Q _w (kN)	安全限界耐力 Q _a (kN)	
1階・X方向	95	121	∴O.K.
1階・Y方向	119	124	∴O.K.

4 今後の対策

- ・今後の詳細な調査により、架構形式や部材断面等を把握し、改修方針に沿った精密診断を行い耐震性能や補強方法や補強箇所を検討することが望ましい。
- ・当該敷地は高台にあり地盤も強固であることから、地盤調査（PS検層）を行い、精算法による地盤增幅率を算定し、地盤種別を判断することが望ましい。

対処方針

暴風時に予想されるガラスの破損、サッシの脱落、瓦の飛散等の対策（瓦の目地に漆喰を充填する）では、基本設計に合わせて行う。また、敷地周囲の樹木について防風林として残すことも検討する。

第5節 その他の災害対策

1 落雷

落雷について、建築基準法による避雷針の設置義務はないが、今後の活用に合わせた対策を検討する。

2 敷地境界石垣

敷地南東の石垣に孕みがある。孕みについては状況を見ながら対処方法を検討する。また、敷地北側のブロック塀に亀裂が入っており、倒壊の恐れがあるため、撤去し、転落防止の措置をする。

3 虫害対策

旧上妻住家では主屋内部の縁や床下の根太・大引きなど随所に白蟻による虫害が見られる。そのため、被害の拡大を防ぐために、家屋周辺の生息確認と早期発見及び巣の駆除が重要となる。日常的な対策としては、白蟻が好む水を主屋周辺に撒かない。また、畳の点検や羽蟻が飛び前後5月と8月に主屋の周囲と庭木の点検を行う。

第6節 今後の取り組みと防災対策

不特定多数の利用による活用が可能になるよう、耐震に係る調査・耐震補強を優先的に実施する。耐風対策については、建造物の修理・整備にあわせて実施する。

第5章 活用計画

第1節 公開・活用の基本方針

1 基本的な考え方

- 建造物の価値を伝えるための公開・活用を行います。
- 建造物と敷地内の一體的な公開・活用を行います。
- 地域住民が地域の誇り、シンボルとして親しみをもって利活用し、地域の活性化や交流の場、観光ルートの拠点としての公開・活用を行います。

第2節 公開活用計画

- 建造物（旧上妻家住宅主屋）の特徴が分かる範囲を積極的に公開します。
- 敷地全体を公開範囲とします。
- 建造物内からの景観や地形等の保全を考慮し、公開方法の検討を行います。

1 建造物の公開

ア 建造物の公開

外観や室内意匠を広く一般に公開する。特にげんかんのま、おもてのま、おくのま、なかのまでは、かつての生活様式を歴史性にもとづき実感することができるよう公開する。

イ 建造物の特性を生かした活用

種子島家の筆頭家老を務めた上妻氏の居宅である。武家社会南限地、種子島に残る、価値のある文化財建造物（武家屋敷）であり、観光・歴史文化の振興に係る活用事業などの連携に際しては、建造物本来の魅力を損なわないような公開その他の活用ができるものとする。また、世代・立場を越えて文化財に足を運ぶきっかけづくりや文化財に親しむ機会を創りだすための活用を行う。

ウ 地域のまちづくりとの連携

文化財建造物多くの市民に永く親しまれる手法として、まちづくりや地域のにぎわいの創出との連携も視野に入れ、文化財建造物の新たな役割や価値を見いだす取り組みをめざす。

2 外構（敷地）の公開活用

庭園の整備とその他の敷地内整備を行い、広く一般に公開する。

3 関係史料等の公開

上妻家の現当主より、上妻家に伝わる火縄銃・甲冑・古文書類はじめ多数の歴史的史料の寄贈・寄託を西之表市が受け、種子島開発総合センター「鉄砲館」にて保存公開を行っている。また、これらの史料類のなかには、紹介した「上妻家雅夫婦肖像画」をはじめ、「種子島時堯公槍の許状」など文化財の価値が高いものが含まれており、建造物と一体的に史料を公開活用することで、さらに建造物の歴史的価値を高めることになる。

これら関連史料は、現在、文化財指定を受けているものはないが、指定候補物件もあることか

ら、資料の公開にあたっては、慎重に対応していく。

第3節 活用基本計画

1 活用基本計画

ア 計画条件の整理

① 文化財保護法

国登録有形文化財（建造物）として、文化財保護法の適用を受ける。

② 建築基準法

本建物は国登録有形文化財（建造物）であり、現状では建築基準法第3条の適用除外の対象とはならない。公開活用については不特定の利用者を対象とするので、耐震補強のための調査及び修理工事、その他公開活用に係る修繕等を実施し、建築構造上の安全性を考慮する。用途変更に関しても、改修後の面積が 200 m²未満の為、建築確認申請の手続きは不要となるが、活用内容の確定に伴い、その用途に応じて建築基準法に準ずることとする。

イ 消防法

消防法についても、活用内容の確定に伴い、関係行政機関との調整を図る。

2 想定される活用について

活用の手法（案）

住宅の価値を伝えるための活用	建造物と敷地内の一的な活用	地域の文化交流の拠点として活用
<手法例>	<手法例>	<手法例>
・外観、内部の復原	・文化イベント、ミニコンサート	・住宅内での伝統文化の体験及び場所貸し
・上妻家資料（史料）展示	・野点・茶会・歌会・いけばな展	・市民による芸術文化イベント開催
・武家社会南限地の武家屋敷	・伝統文化の実演・学習	・歴史に触れ合うイベント及び学習会の開催
・武家社会文化祭事の再現	・武家社会文化の体験	・文化交流の場
・観光ガイドツアーの実施	・種子島火縄銃砲隊の演武	・憩いの場としての活用
・歴史文化学習会の開催	・示現流・槍術の演武	
・歴史文化の情報発信拠点	・植栽植物の観察会	

3 建築計画

ア 登録有形文化財（建造物）の現状

公開その他活用に際しては、事前に保存修理工事を実施し建造物を健全に維持する。また、環境保全計画・防災計画での課題事項への対応を踏まえ、旧上妻家住宅主屋及び門の保存と活用を適切に実施することができるよう周辺環境の整備を合わせて行う。

イ 平面計画・動線計画

安心、安全な公開を目的とし増築部分の撤去、建替えを検討し、2階増築前の姿に復元し保存を行いながら、当時の姿、雰囲気を損なわない意匠とし、多様なニーズに対応できるフレキ

シブルな空間とする。施設の撤去・修復・整備等について現状変更許可が必要な場合は、それを得た上で実施する。

①外部について

現状北側の敷地内の動線について、県道からの出入り口が狭いことから、拡張を検討する必要がある。当時の景観を残しつつ車いす利用者や避難経路を確保することから、敷地内の建物出入り口と北側の敷地との高低差がある箇所について、バリアフリー対応とするためスロープや手すりの設置を検討する。

②内部について

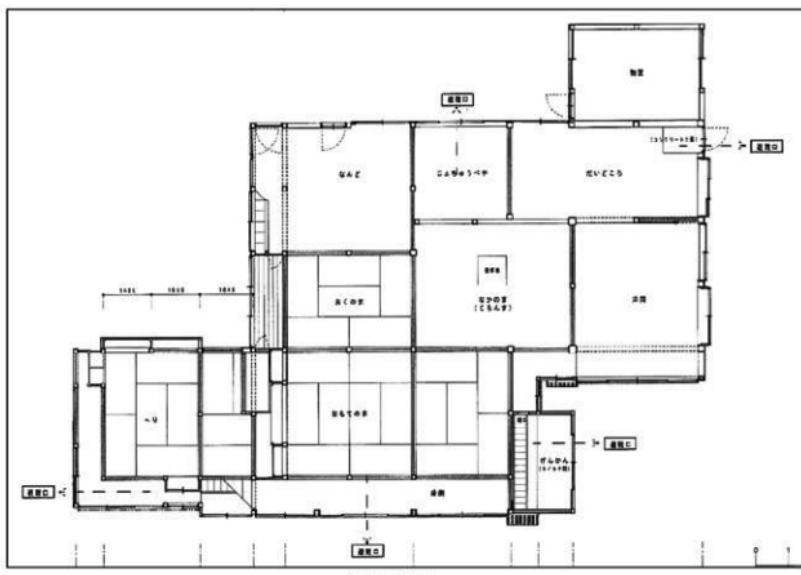
南側門から玄関に面する出入り口から内部に入る。北東部分にも出入り口が設置されており、イベントなど多くの来場者が想定される場合は、臨時に一方通行の動線も検討する。はなれについては、外からの出入り口は残しつつ主屋との動線について、南側・西側の庭の景観、北側のはなれと主屋の間の景観を楽しめる動線を検討する。



動線計画図

③避難経路

南側北側に1か所ずつ、東側1か所、北東側1か所、西側1か所を避難経路とし、速やかに建物から離れる。敷地外への進入路についても看板などを設置し、周知を行う。



避難経路図

4 展示計画

保存管理計画における部屋の保存状況及び保護の方針に鑑み、建造物の解説展示を行う。平面展示及び壁面展示は、建物鑑賞を阻害せず建造物に大きな影響を与えないことを原則とし、展示については建造物の躯体に影響を及ぼさない方法で行うものとする。また、住宅内から発見された古文書類や調度品類については、上妻家の歴史及び当時の生活史を彷彿させるものであり、展示配置を考証し適切な展示公開を行う。

5 施設等整備計画

整備の必要がある設備について記述する。

ア 保存管理に係る施設

①管理施設（室）

施設全体の日常的な維持管理、消防、機械警備に関する防災管理、公開その他活用に関する管理業務を一元的に行う管理施設（室）及び管理用道具の倉庫の設置を検討する。

②消防設備

防災計画にもとづき、公開その他活用において消防法上必要な設備を整備する。

③警備設備

防災計画にもとづき施設の機械警備設備の整備を検討する。

イ 公開・活用に係る施設等

①空調設備

公開その他活用にあたり適切な室温環境を維持するため、内室意匠に調和する空調設備の整備を検討する。

②衛生設備

公開その他活用にあたり適切な衛生環境を維持するため、便所等の衛生設備、照明設備、換気設備を整備する。

③台所設備

台所設備、換気設備を整備する。台所配膳所での火氣使用は禁止し、加熱設備については電気製品の使用を検討する。

④給排水設備

衛生設備、台所設備の整備に伴い、建物内の給排水設備を整備する。また、敷地内の汚水・雨水の配管設備を整備する。水道の配管経路も同じく調査の上、整備する。

⑤電気設備

当初の電気配線設備はこれまでにも漏電の経緯があることから、電気配線設備については全面改修し、軸体内的配線経路及び屋外電気設備への配線経路については、電気保安管理上の安全性を確保する。電力本線からの引き込みについては、建造物及び周囲の景観に影響を与えないよう配線等の配慮を行う。また、空調施設、台所施設等の施設整備に伴う消費電力量の増加に対応できるように整備を行う。

分電盤の使用器具については、当初器具については撤去、保管し、新器具に取り換え、施設設備を一元的に管理するため分電盤は管理室へ移設することを検討する。

建物内の照明器具は、時代性や意匠性を考慮し新器具に整備する。また、各室にコンセントを整備する。

⑥情報設備

旧上妻家住宅の情報発信を図るため情報端末設備を管理室、公開その他活用に供する箇所に設置する。

ウ 展示施設・調度品類の配備に係る計画

①展示施設

室内鑑賞の妨げにならないもの、また、室内意匠を損なわないものとし、建造物に影響を与えない展示器具を使用する。

②調度品類の配備

なんどの屋根裏から発見された調度品類等については、調査及び資料にもとづき、かつての生活史を彷彿させることで、文化財的価値を高めるための復原配備を行う。発見された調度品類等については、損傷が著しく配備に障害があるものがみられる。これらのものについては復原修理を行うこととするが、修理対応ができない場合、あるいは配備によりその保存

に影響を及ぼす場合は、複製品もしくは同等品の配備を含め検討する。

エ 外構及び周辺整備計画

敷地内は広大であり、建造物と一体となった公開活用を行うため、植栽など景観等に配慮しながら整備を行っていく。安心安全な公開を行うために、危険箇所の把握に努め、敷地内北側のブロック塀撤去など危険箇所を優先しながら整備を進めていく。北側の県道から敷地内へと向かう進入路が狭隘であり、また東側・南側からのアクセス道路幅も狭いため、来館者用駐車場を含めたこれらの整備等についても関係機関と協議を行っていく。敷地内に便益施設、標識の設置を検討する。

6 管理・運営計画

ア 基本的方針

管理・運営においては、本計画に定める保存・公開その他活用の方針・目標を十分に理解し、関係法令等を遵守するとともに、文化財建造物の保存活用を安定的かつ持続的に実施する。

イ 管理・運営方法

公開時期と公開時間、公開の制限等の管理・運営方法については、旧上妻家住宅の設置及び管理・運営に関する条例において規定し、運用規則を別途定める。

ウ 管理・運営体制

所有者である西之表市を管理の主体とし、当面は西之表市教育委員会による管理・運営体制を維持する。中・長期においては、管理・運営について、指定管理者制度の導入も検討しながら、次に示す項目等を遵守し、効果的かつ効率的な管理・運営を行うことができる体制を検討する。

- ・国登録有形文化財（建造物）の保存管理に対する責務。
- ・日常的な建造物の管理及び周辺環境の保全。
- ・緊急災害時における安全確保等、来訪者への適切な危機管理。
- ・効果的・公共性の高い内容の公開その他活用。

エ 効果の検証方法

入館者数等を把握する。

第4節 実施に向けての課題

公開その他活用の実施に向け、今後耐震に対する対処方針を明確にし、保存管理計画にもとづく修理整備計画を検討し、中長期的な展望に立ち実施する必要がある。また、効率的かつ効果的な管理・運営体制のあり方を検討するとともに、活用計画の見直しが必要とされる場合は計画の再検討を行う。

1 公開・活用のための課題

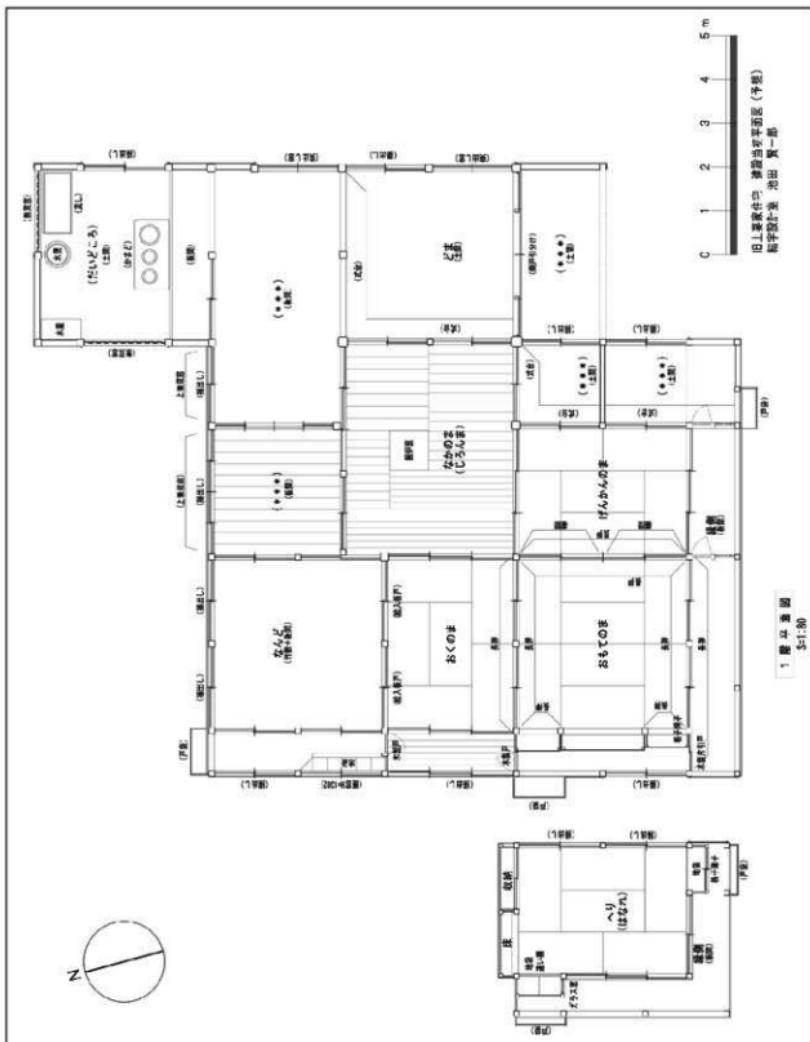
- ・電気・給排水・衛生・空調・防災等の諸設備の整備
- ・活用に必要な厨房・収納等の諸設備の整備
- ・駐車場の整備

- ・外構の整備
- ・トイレ等の整備、設置（バリアフリー対応）
- ・案内表示や説明板等の整備
- ・敷地内アクセス道路の整備検討
- ・他部署、関連団体との協議、協働
- ・隣接する西之表市立図書館、周遊エリアに位置する鉄砲館・月窓亭との連携
- ・維持管理体制の見直し、維持管理マニュアルの整備、入館料徵収の検討
- ・条例・規則の整備
- ・その他

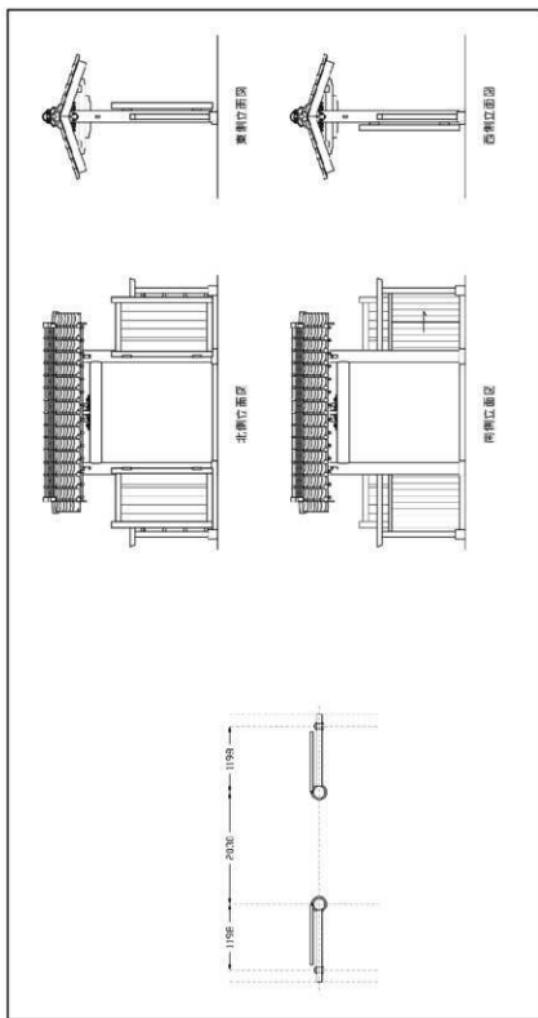
2 将来に向けての展望

将来にわたって当該地を活用し続けるためには、教育委員会だけでなく、観光協会・建築士会・市商工会・文化協会・市民グループなどや、観光・まちづくり部署をはじめとする他機関と協力して図るべきである。特に観光面においては、集客の増に伴い、本市の更なる地域活性化につながる活用内容も想起される。

地域のストーリーを発信する施設として、市民に大切にされ、本市の文化財のシンボルとして将来にわたり輝き続けるよう努めていく。



主屋 建築当初予想平面図



門 建築当初予想立面図（昭和12年古写真参照）

第6章 保護に関する諸手続き

第1節 登録有形文化財に関する諸手続き

文化財保護法および関係法令に基づき、旧上妻家住宅主屋及び門の保存活用に必要となる諸手続きについて、以下に示す。ただし、本章の定めにおいて、明確でない行為については、その都度、文化庁および鹿児島県教育委員会と協議を行う。文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、同法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）および登録有形文化財に係る登録手続きおよび届出等に関する規則（平成 8 年文部省令第 29 号）に基づく登録有形文化財に求められる手続は、以下のとおりである。

1 届出を要する行為（届出が必要なもの）

区分	運用の方針	届出期間
滅失	水害による流失や火災による消失など、登録文化財が失われた場合	滅失の事実を知った日から10日以内
き損	登録文化財が何らかの原因で甚大な破損・損傷した場合	き損の事実を知った日から10日以内
現状変更	文化財としての価値がある部分の位置・形状・材質・色合いなどを通常望見できる外観の範囲の4分の1を超えて変更する場合	現状変更しようとする日の30日前まで
所有者の変更		変更した日から20日以内
管理責任者の選任・変更	所有者が専ら自己に代わり登録有形文化財の管理の責めに任ずる者を選任・変更する場合	選任・変更した日から20日以内 (所有者と管理責任者との連署)
所有者または管理責任者の氏名・名称・住所の変更		変更した日から20日以内
登録の抹消	重要文化財に指定された場合 地方公共団体が条例に基づき区域内に存する重要なものとして指定された場合 文部科学大臣がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったと認める場合 その他の特殊の事情があると認める場合	登録抹消の通知を受けてから30日以内に登録証を返付

2 届出を要しない行為（届出を必要としないもの）

区分	運用の方針
維持の措置	登録文化財の維持を目的とした行為で、変更する部分の面積が通常望見できる外観範囲の4分の1以下である場合
非常災害のために必要な応急措置	き損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するための応急の措置をする場合
他の法令の規定による現状変更命令に基づく措置	

※維持の措置：窓ガラスや雨樋の取替えといった維持管理のための小規模な修繕

※非常災害のために必要な応急措置：台風常襲地帯であり、被災箇所の応急的な修理

届出の流れ



3 保存に影響を及ぼす行為に係る手続き

建造物の現状に直接変更を加えるもの以外で、その行為によって災害や毀損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為にあたっては、必要に応じて鹿児島県教育委員会及び文化庁と協議する。

第2節 計画の改訂について

1 計画の改定

西之表市教育委員会は、今後の調査研究等の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の補強等など必要に応じてこの計画の見直しを行う。また、防災に係る部分については、機能や用途、管理体制の変更に応じて再検討し、見直すものとする。見直された計画は、鹿児島県教育委員会を経由し、文化庁へ報告する。

2 保存活用計画策定委員会での審議

計画の見直しに当たり、計画の補強や前提条件に及ぶ根本的な見直しを必要とする場合、西之表市教育委員会は学識経験者等から構成される保存活用計画策定委員会に調査研究を依頼し、その内容の審議を諮るものとする。ただし、実務的な見直しの場合は除くものとする。

資料編

旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱

西之表市教育委員会告示第4号

旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱を次のように定めた。

令和3年6月2日 西之表市教育委員会

旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国登録有形文化財旧上妻家住宅の整備に当たり、その保存及び活用に係る計画を策定するため、旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、国登録有形文化財旧上妻家住宅の保存活用計画の策定について協議、検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、有識者等の中から教育委員会が委嘱するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

5 委員会に顧問及びオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は（以下「会議」という）委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育課文化財係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、告示の日から施行し、第2条に規定する所掌事務の終了をもってその効力を失う。
(会議の招集の特例)
- 施行後最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会

氏 名	役 職	居住地
委員長 鶴坂 徹	鹿児島大学大学院 理工学研究科教授	鹿児島市
副委員長 岩下真奈美	一級建築士 西之表市文化財保護審議会委員 鹿児島県建築士会ヘリテージマネージャー	西之表市
鮫嶋 安豊	西之表市立図書館長 郷土史家	西之表市
池田賢一郎	一級建築士 鹿児島県建築士会ヘリテージマネージャー	鹿児島市
石原 理恵	西之表市 建設課 技術主査	西之表市

旧上妻家住宅保存活用計画策定委員会 専門調査員

氏 名	役 職	居住地
田島 康弘	構造設計一級建築士	鹿児島市

事務局

氏 名	所 属
沖田純一郎	西之表市教育委員会 社会教育課 参事 (種子島開発総合センター「鉄砲館」所長)
鮫島 斎	西之表市教育委員会 社会教育課 文化財係長 (種子島開発総合センター「鉄砲館」主任)
浦口 将幸	西之表市教育委員会 総務課 施設係技術主査
梶原 将貴	西之表市教育委員会 社会教育課 文化財係主事 (種子島開発総合センター「鉄砲館」主事)

付編 森之峯上妻家住宅の歴史検証

森之峯上妻家住宅の歴史検証

駿 峠 安 豊 記

一 森之峯の上妻姓居住場所

森之峯に棲む多い姓は、「上妻」姓だ。古くから、島内を広く居住していたが、その上妻姓の最大勢力は森之峯（藤原）といわれる。森之峯・上妻系には、島内の上妻藤原系固有の「上妻系固十卷」下卷」に記されている。それに加えて、寺田一派、「住吉深川藤生川流」、「平山藤生一族」、「新田藤生」元十五、西村藤生一派、六、基介一派、七、本坊藤生一派、八、宇喜藤生一派、九、油久村藤生一派、十、坂井一派、十一、中之村藤生一派の合計十一派が島内に居住している。

健蔵藤生は元の上妻姓は、現在は「6」の勢力にして、不正確であるが、参考までに挙げて貢だ。

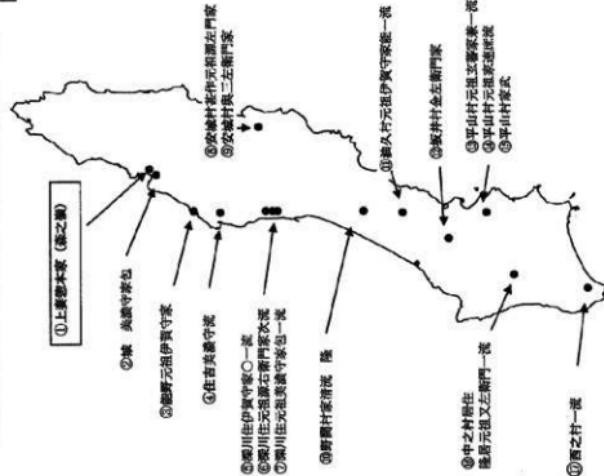
資料二

範囲内に見る上妻姓の所在地と軒数

2022・4現在

(西之表市)	1位 西之表 2位 住吉 3位 安城 4位 古田	42軒 31軒 8軒 6軒
(中種子町)	1位 坂井 2位 油増 3位 納官	3軒 2軒 1軒
(南種子町)	1位 中之上(上中) 2位 中之下(下中) 3位 中之間 4位 平山 5位 1軒	10軒 7軒 5軒 2軒 1軒

島内上妻家の位置と系統図（上妻氏を源流系図より）



(資料1-1)

如風於空中
雄略宣遠四辛未歲二月大吉祥日
一切無障礙

(表)

釘六



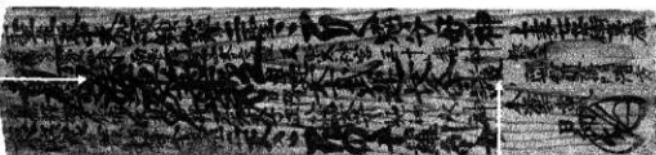
(表)

聖主天中天速〇極依聲一型〇○鬼子母神
南無多寶如米南無上行〇四大菩薩天照太神宮三十番神
日蓮
南無妙法蓮華經 大士武運長久守護
南無疾速〇尼佛大統〇丸光天子正八幡大〇地神水神
哀愍衆生者我等今敬禮三天〇〇〇十羅刹女

上聖七兵衛真珠
數大工
阿世知新右衛門清方
本源寺當藏
日卯 押

(裏)

釘六



(裏)

(標記もじる)

釘六

- ① この標札は寛延四年（一七五一）上聖七兵衛真珠が贈呈したことを伝える。
- ② この標札には取り付けられていた釘六が標器できることから、この標札の痕跡を、大黒柱のどこかに釘六を見てければ当社奉る標札の関係が明らかとなる。

2 藤糸図より生寺の建築年代を推定

標札に「上聖七兵衛真珠」の名が見えることから、上聖隊に属する古記録（系図）からその人物と藤糸図より生寺の建築時期について述べてみる。

(資料二) 上野源内家から家系譜を取る

十九代	秀隆	繁貞 金千代 下總の三長 郡左衛門 慶長六年(1601)泰の娘の儀 五石(慶長高傳)
	慶長十一年(1630)久時君と江戸所へ参勤。六十一歳	
	寛永元年(1630)泰販を去りて、子島に移り、泰源の家に住す。(上野源内)	
	延宝七年(1679)泰販により家老職を辞す。七十二歳	
二十代	隆貞	元年金千代(1684)近去 七十八歳
	寛永十九年(1643)父泰販所に到り、忠勝公御前にて元服。十歳。	
	承応元年(1652)太守光久公の征人として、江戸へ久時公と参勤。随直事件。	
	明暦三年(1657)庄内主・兼木主・島津大膳久義、久時公四人、艺御館にて御前参勤。御前御伴。	
	延宝元年(1677)第4代泰販より泰源を命ぜらる。	
	延宝五年(1687)泰販元成	
	延宝六年(1688)泰販を辞して、子島に移り、父泰販に住す。	
	延宝七年(1689)食をより家老職を辞く。当時五十六歳	
	十八代久時の江戸参勤に随伴	
	卓峯四年(1686)同右江戸参勤に随伴	
二十一代	宝水	四年(1707)近去 七十六歳
	延宝三年(1685)左衛門藤十郎 懇意高門利家守忠間	
	元禄十六年(1703)家老となる。二十九歳	
	宝水五年(1708)日暮公に従い、江戸上り。	
	元禄十九年(1735)相により、家老職を辞す。	
二十二代	時峰	五年(1740)近去 六十六歳
	宝水七年(1741)新羅 七兵衛	
	寛延四年(1751)家老となる。三十九歳	
	宝水六年(1756)生半美濃(源九)代の脚労により、腰病を患う。「時峰」と改め名乗る。	
	五年(1757)近去 六十七歳	

(まとめ)

- (1) 10代秀隆は家老職を許した後、泰源の母の腰病(腰臍病)半に脅迫した。
- (2) 秀隆は腰子感に罹った後、家老職を許するまでの8年間、腰子感にて家老職を辭めてしまつた。このことから、この仕事は「腰臍」家老職の仕事でやむへれども、却ていた。
- (3) 20代泰販は延宝6年腰病し、父秀隆と一時、回復するが、翌年には家老職を命ぜられる。
- (4) 22代時峰はこの腰病により、仕官を離職したことが記載した。
- (5) 泰源の生半は19代泰販の母(腰臍病)の生半(腰臍病)以前、腰臍病を患ひて生んだため歴史が記録した。
- (6) 「時峰」と「眞龍」は同一人物である。22代時峰に至って、当家が代々、泰源の腰病を患ひた功績により、「」一つの名乗りを許可された。

3 問題

- ① 真龍は泰和しなつて四年後、生半を造つてからが、眞龍は何時に生半を産めたのだつたか?

細々細々にいわゆる小島から、真面目な隠匿はせんじうが認められてしまう。隠匿の隠匿の跡を詰つて隠匿が見つかることも珍らしくない。

- ② 隠匿の隠匿が詰つた隠匿が認められない
- ③ 隠匿の隠匿が詰つた隠匿が認められない

五 鎌子・鶴の隠匿物の歴史（鎌子鶴塗籠）

（概説部）

- ④ 天保八年（1837）十一月廿七日 鎌子大口印押印、眞体墨付印、水印付印、火印付印、墨付印
- ⑤ 保延八年（1806）十一月廿日 鎌子大口印押印、眞体墨付印、水印付印、火印付印、墨付印
- ⑥ 文化四年（1807）八月 鎌子大口印押印、眞体墨付印、水印付印、火印付印、墨付印
- ⑦ 文化八年（1811）四月廿二日 長崎市長御製印、鎌子印、火印付印、墨付印
- ⑧ 文化十年（1813）正月廿八日 米三石を長崎市長、水印付印、火印付印、眞体墨付印、水印付印、火印付印、墨付印、水を入れて墨を撒き、墨を撒き干すが氣味、昔は木桶を盛りて墨を作らねば、水を撒きながら作る。古に之を摸すのが珍り。
- ⑨ 文化十一年（1815）正月廿四日 鎌子御製印、鎌子印、火印付印、墨付印
- ⑩ 文政四年（1821）正月廿八日 石井吉松（ゆきまつ）の鎌子新次郎、故十歳を撒きしの。墨（こすり）十石を水槽（みずくら）に投入し、墨を排水して水を抜く。新次郎、墨頭を埋（うめはら）す、墨頭を埋（うめはら）す、おお煙（えん）に吹（ふ）かす。サスヒに墨を撒く所の旅人御宿（旅館）に墨を撒く所の旅人御宿（旅館）に墨を撒く。
- ⑪ 文政八年（1825）正月廿六日 鎌子御製印、鎌子印、火印付印、墨付印

（概説部）

鎌子鶴の木箱の内側には必ず「鎌子鶴塗」（上塗装面）は、鎌子鶴塗十八年が記載されたもので、作成されたもので、その隠匿時期は文政二年（1819）と認められる。鎌子鶴の木箱の内側には必ず「鎌子鶴塗」（上塗装面）は、作成されたもので、その隠匿時期は文政二年（1819）と認められる。

記録日	塗装本漆付			漆付本漆付		
	漆屋	漆屋御家傳	販入者	漆屋	漆屋御家傳	販入者
① 本漆付 漆屋御家傳 販入者	本漆			本漆	本漆	
漆屋御家傳						
長崎製	十四回	文商	本漆	三十裏		
相間						
御漆付	五回	九文商	本漆	二十裏		
右商	板行	四回				

		社 墓	築行 三面 八尺間	
		右側小板垣		
		坪 鋼 鋼	三面四面 七尺間	
		平版板垣		
		位廳所 四間方	鋪設所 四間三面	
		右 同	右 同	
		客 般 七間三尺 七間	庫 罐 六間方	
		右 同 小板垣		
		書 院 四間三尺六間	山門	卷門
				參禪 八十桿
華嚴山	華嚴寺	折 展 所	參 禪 三尺八寸	
		通風小板垣		參禪一千桿
		取過堂 五間四面 八尺間	著縷六間 大間三尺	
		右 同	右 同	
		相 門 築 三面四面	書院 五面 六面	
		右 同	右 同	
		社 標 三面二面	庫 罐 五間 四間三尺	
		右 同	右 同	
		坪 鋼 三面四面	門	
華嚴山	華嚴寺			
②	大智寺	參 禪 一丈四尺	參禪五十桿	
		平版板垣	平版板垣	
		佛 祖 一堂七間八間	客殿 六間方	
		高深小板垣	右 同	
		社 標 九尺四面	庫 罐 四面 六面	
		平版板垣	小板垣	
		坪 鋼 一丈九尺	門	
本源寺末寺	本源寺末寺			
④	妙久寺		參禪十桿	
		板垣		
		掌者殿四面三尺三面		
		右 同		
		庫 罐 四面 一間		
華嚴寺末寺	華嚴寺末寺			
⑤	妙遠寺		參禪十桿	
		掌者殿三面 五間三尺		
		庫 罐 三面 四面		
本源寺末寺	本源寺末寺			
⑥	妙慈寺		參禪十五桿	
		板垣 一間	上同 一間 上同 五間 著縷	
		社 標 四面	坪 鋼 四面 掌者殿 四間三尺 庫 罐 三面方	
妙遠寺末寺	妙遠寺末寺			
⑦	廣慈寺		參禪二桿	
		板垣 一間	上同 三面 上同	
		社 標 四面	佛 祖 一堂 四面 客殿 三間方 庫 罐 三面	

⑩ 本勝寺天子 本勝寺	垣根一尺 社帳 一間	寺帳二尺 茅葺	上南 茅葺
⑪ 大空寺末寺 大空寺	垣根 不知 茅葺 一間 社帳 四面	上南 茅葺	四間 上南 三面
⑫ 大空寺末寺 大空寺	垣根 不知 茅葺 一間 社帳 四面	寺帳二尺 茅葺	三間 廉裏 一間三尺
⑬ 隆國寺 隆國寺	垣根 不知 茅葺 一間 社帳 四面	上南 寺帳二尺 茅葺	三間 上南 三面
⑭ 大空寺末寺 大空寺	垣根 不知 茅葺 一間 社帳 四面	上南 寺帳二尺 茅葺	四間 廉裏 一間三尺
⑮ 本通寺末寺 本通寺	垣根 不知 茅葺 九尺 社帳 六尺五寸	寺帳二尺 茅葺	三間三尺 廉裏 五間三尺 三面三尺
⑯ 勝樂寺 勝樂寺	垣根 不许 茅葺 一間 社帳 四面	寺帳二尺 茅葺	四面 廉裏 六面 廉裏 三面
⑰ 大通寺末寺 大通寺	垣根 不许 茅葺 一間 社帳 四面	寺帳二尺 茅葺	三間三尺 廉裏 一間三尺
⑱ 普勝寺 普勝寺	垣根 不许 茅葺 一間 社帳 四面	寺帳二尺 茅葺	上南 三面 茅葺 四面 上南 三面三尺
⑲ 本成寺 本成寺	垣根 不许 茅葺 一間 社帳 四面	寺帳二尺 茅葺	佛柱二室 一間 茅葺 四面 廉裏 一間三尺
⑳ 普通寺末寺 普通寺	垣根 不许 茅葺 一間 社帳 四面	寺帳二尺 茅葺	佛柱二室 一間三尺 茅葺 三面 廉裏 一間三尺
㉑ 勝樂寺末寺 勝樂寺	垣根 不许 茅葺 一間 社帳 四面	寺帳二尺 茅葺	上南 三間三尺 廉裏 三面
㉒ 本勝寺 本勝寺	垣根 不许 茅葺 一間 社帳 四面	寺帳十尺 茅葺	茅葺 六面 廉裏 四面
㉓ 普通寺末寺 普通寺	垣根 不许 茅葺 一間 社帳 四面	寺帳二尺 茅葺	茅葺 三面 茅葺 三面
㉔ 本勝寺 本勝寺	垣根 不许 茅葺 一間 社帳 四面	茅葺 四面三尺 茅葺	茅葺 一間三尺

⑨ 永光寺	寺額二間
※正法寺（一科）が記されるが、詳細不詳	
⑩ 本妙寺未寺	寺額十間
⑪ 本源寺未寺	寺額二間
⑫ 義澤寺	寺額二間
⑬ 越後寺未寺	寺額二間
⑭ 雅林寺開基不知	寺額二間
⑮ 本勝寺草創不知	寺額三間
⑯ 本願寺未寺	寺額三間
⑰ 本昌寺開基不知	寺額三間
※金剛寺（一科）、龍泉寺（一科）があるが、詳細不詳	

（資料六）「民俗文化第2号」近畿大学民俗学研究所発行

1 「難子島の民衆の瓦礫をも詠おうは安永六年（十七年）」（以下「ナカヒタチトナ」）通り、天保十一年（十八年）（一八四〇）一八四〇年に佐藤義ゆか翁の名筆とされる。おいて紹介するうちに「難子島歌謡」にも、天保六年（一八二七）の反対に開拓する経緯がみえるので、かなり興味深くお読みください。〔註〕「明治安永傳」では、田舎など先祖の町おろしや田舎の歌謡を歌うのが歌謡歌歌口だ。其處は歌謡歌ひでなければ、歌手で、十年後から、瓦礫をちぎりて、天保十一年（一八四〇）には田舎在歌謡作の歌々として歌謡歌口の如く歌謡歌り。・新作に開拓あるき立つ。・の手を觸るせらばれひしと歌謡歌ひにひり。歌謡は新井の歌する所にして、衣食住じて十種名を口にして開拓あるきればひし。天保十一年（一八四〇）には天保十一年（一八四〇）には「大内」であるた人口が天保七年（一七八七）には「大内」人に賛成してしまふ。かうして大内からキヨシは瓦礫から送れ生れを歌ひにしたのである。

参考・西村天凶著「南島傳力學」

2 「瓦礫歌」開拓歌の比較（歌好一九三二）

江戸　享保五年（一七二〇）以後

松前 明和八年	(一七九一)
種子島 安永六年	(一七九七)
弘前 文化六年	(一八〇九)
八戸 文政年間	(一八二三~一八三〇)
対馬 天保一〇年	(一八三九)
函館 安政四年以前	(一八五七)
(資料七) 「種子島・屋久島の史料研究」藤正 雄著	
・江戸時代における種子島の人口の推移と官庫の伝来	
寛文 七年(一六六七)	六、五〇〇人
元禄 九年(一六九六)	八、六〇九人
元禄十一年(一六九八)	海賊襲撃による官庫伝来・統計
元禄十二年(一六九九)	一九、六〇八人
宝永 四年(一七〇七)	一〇、三四九人
享保十五年(一七三〇)	一一、六七六人
元文 三年(一七三八)	一三、七二五人
天明 七年(一七八七年)	一六、四二一人
文化 五年(一八〇四年)	一四、二〇九人
文化十三年(一八一六年)	一四、一四〇人
慶應 四年(一八六八年)	一八、〇〇〇人
※「元禄十一年十九代種子島久通は海賊団より、官庫を得て石手に統治す」が日本古籍叢書の 船図としている。お記のとおり、「元禄襲撃後」人口は増加し、特に、天明と年次は天保 が相次ぎ、一時減少するが、その後伸びる傾向的な経過ではない。天保に襲撃事件「官庫 襲撃」の導入により人口の増加を出し、その後官庫(統計)の置かざる問題の解消を促 進したと考えられる。	
・「それほど豊かな経済には駆けねば種子島には絶対なく延々者な事無いた理由は、右威脅襲撃 常に於ける事無れ候であつたのではないか?」(民俗文化叢刊号 近畿大井民謡学研究所)	
(資料八) 種子島の開拓の歴史 西之表市立図書館蔵行「種子島野原」	
・種子島に明治以前から官庫は無く「船団襲撃」で、その際に享保元年(一七一六)に御學 十一年(一七二二年)に設置されたのがあり(いじゆうてて)、御學番門家(川柳町)に由 り、「船団」を船から離して、一七〇〇年頃は設置されたり断定する(いじゆうてて)。	
・記載されている。	
[種子島の官庫をめぐる]	
①(資料四) 仁宗年間(一六八一~一七〇三)頃、種子島の船団の問題が、認められないと 特に本教寺(高生の船頭所)・通運寺(折衝所)・大曾寺(尼寺)の赤尾川(市)でされど、 平成改修、是頃小役場であり、各村々の奉助に至つては、船頭または芋頭であるところから 断定できる。	
② 種子島瓦葺は天保八年(一七九八)、「種子島山丘石垣内、瓦を儲するを以て」とを記し て留むる者すの記事に由り、凡て瓦葺は山丘側にあらわれる。種子島の瓦葺施設とも大方 荷物して山丘にせしから、天保年間既に廃れやう。	

六 県の山と農家の歴史研究

(資料九) 豊田茶園業の山農出石に掛けるもの



豐子農出人農地の豐子農の豊州山口の山農出石にてせん山部の所が
多い。山農出石（山農城）にててしむ「御屋敷」豐田右衛門、其者號
なじみある。豐田茶園業の川端の山地があり、左側（向かひて）せん山
豊田園業、其中せん山園業掛田素吉（新穂かほ）の間で天正十八年（一五
九〇）没、ねは山城中（深井なつ）。墓文にちりばめ「御領に山やや木本萬
の御廣大無口田の比旨しきて、在高つてた山農出石、豐城の初代島主
じなにせうら、島主を承継して御領に山の御領にせうら」。豊城せん山農業真
がくく山城に山城を掛つて萬をあげ、山城を傳じてたので、豊田村に領地
五十町歩を守てて、萬に御領をゆきめめた。

萬真せん山農の孫曰じねり、右衛門に姓をし、祭貢一政、其孫の加賀にじもつ
て、豊田を名めだんじて。山農萬が、その家真を傳じせられ、初代基
は豊田ゆには米良じてからひのアノ、その間、島主を委せられたやのから
わらせ采轄した最初の豐子農出石大代院元であるじたれい事も、其基
を時元に體を残さなかつてゐるが、卷註が傳られてらば。

「豐子農の史蹟」卷水和昌著

(資料十) 山農茶の山と茶との關係

豐子農出人農地、大農口出人農地にて、山農出石の豐子農へ入つたといひが先述した。その
いだ、豊子農は「山人農山農」であるが、その伝記について、先手平山武尊氏の詳縦な筆者
がある。以下、紹介する。

「(御詔御諭) 本邦の山農山農いたるす山農出石に置しまつては、山農御諭 (八十人農山農)」 の農業

私先祖上農耕族事件

御詔公の御に御御御御御人の御、豐子農山農場に母かわらけ、御御御に御の下の、御牛御
り居候に、御先祖様當農耕族地に相成り御にて御御御御御御、五人の御家來御御御にて御
り下りかせられ由にて、農耕地に御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
かなるを頼み奉り、御臣の御をして御奉仕に來り御の處より申し候。右五人の子孫に八十
人農の由にして、其後日漸もひびに八十人農にしこ候申し候。

右の農耕地に直し申し農耕御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御

山農 濱左衛門

藤原 改永

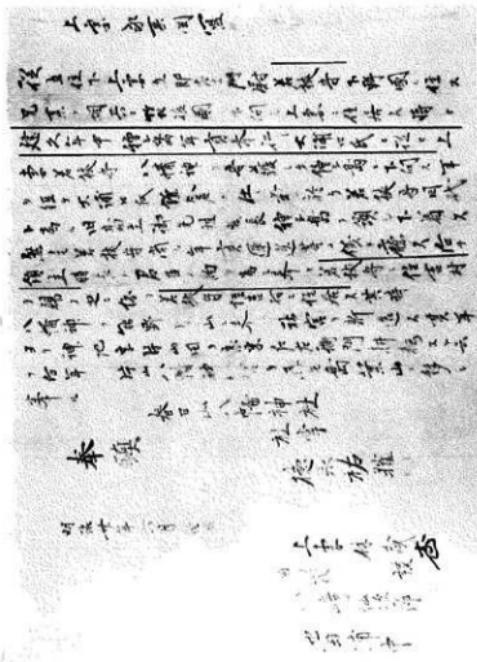
正月廿九日

中人衆

「この文書から推測しますと、山農御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御
御御御御御御御
御御御御御
御御御
御御
御
御

「豐子農御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御御
御御御御御御御御
御御御
御
御

(資料十一) 生稻鷹住塙を伝承する文書



(手稿)

右の(資料十一)は豚沼田牛の懸めて、後件の資料だが、一部謊り(馬主鷹守姓の間違)が記入されているものの、上妻氏の生駒郡住塙と片山洋の馬手藤原辰を記する箇句は忠實である。

この箇句に記載して、從五位下・上妻五郎左衛門鷹守姓は、初代大膳冠徳良公から承えて「十四代素久」なる。じつにこの(資料十一)の上妻秀辰守が種子島に向ひたことを記する上妻若狭守は素久と上妻新守に記載され、「上妻新守」の穴守前、十四代孫である。穴守前・上妻新守と素久・上妻新守は連相は同一である。JR新潟駅、この駅人はJR新潟駅と京急に向接する間に種子島にあり、住吉に居住したといふ。

それより五代下つた「新道」の弟「新貞」の代に、種子島住塙が入居してきただ。年代が記されてないが、種子島田の漢字表記に「新臣」とある。新田五十町歩を購り、領地としたことに申し及び古屋津社及び新屋津の石塔は置つてある。

上妻家系図
從五位下・上妻五郎左衛門鷹守姓
固に生す。兄弟と相共に筑後國に下向し、上妻に住居す。時に源久年中禪子守牛萬藤行・大瀬口氏に従い、上妻秀辰守。八幡神を守護して種子島に向す。年を経て大瀬口氏禪倉に在り、江に於て看守自代である。旧島主親先鷹守長、種子島を襲ひて奪す。然れども若狭守尚年禪通行運送等の業を經營す。後領主時長と誓約の約を有し奉り、若狭守に住吉村に歸す。之に従ひ若狭守住吉村に住居す。その時、八幡神を能野片山に奉じ、言を新造す。その年より神地字片山田を新田主を御門新坂す。云う後年、片山八幡神社宮を馬モ高麗山に移し奉る。

書日山八幡神社 法事

奉誠 桜水花葉

明治廿年六月廿日

上妻休藏 花押

源次代

川崎仙次郎

肥田潤中

七 壬人素佐助の作者と作成時期

これらの「壬人素佐助」の入處は既に、次に示す「壬人素佐助」にも記載が記載されているので紹介したい。「壬人素佐助」は原本焼失にちり、酒口素佐が文化十一年（一八一四）壬人素の記録を書きし、さらにその原本を天保五年（一八三四）酒口素佐が譲りたやうである。

【資料十】にはその摘要において、「前經國が監督した記録簿を参考にして置く。壬人素（五人組）に付ける理由を名にせて作成した」。即ち監修を荷門及び鹿屋取水が並んでいた。

この「壬人素佐助」（資料十）は既に「安政・壬人素」の名（元祖「壬人素佐助」）であることが、明瞭した。新潟は「寺田姓を争す」とあるが、寺田姓は南郷子に多い姓である、安達には存在しないことから、安達・壬人素姓はもとより「新潟」（新潟門院）である可能性が高いた。

資料十一

○ 道 陸 —— ○ 隊 宗

正四位下少弐修理大夫筑後守海九斗筑後國同下向
軍上素助招以上素為称号以日足日而君稱之矣

○ 素 久 —— ○ 隊 用 —— ○ 継 宗 —— ○ 素 承

房 面

○ 素 順

三郎右衛門 国波守
手上素 道二年中任在職官 時奉使命焉子馬代官不遇云々 在属年久而 徒膳府信基公
当處へ領主 於是家事可懇因之候 嘉文院年 目島主以爲新員 多年懷恩民感心服之云
經可令家員 治一島 佐以幻語面為素臣五十年

○ 2代

○ 素 順 式部大夫

家 持

○ 3代

○ 素 順

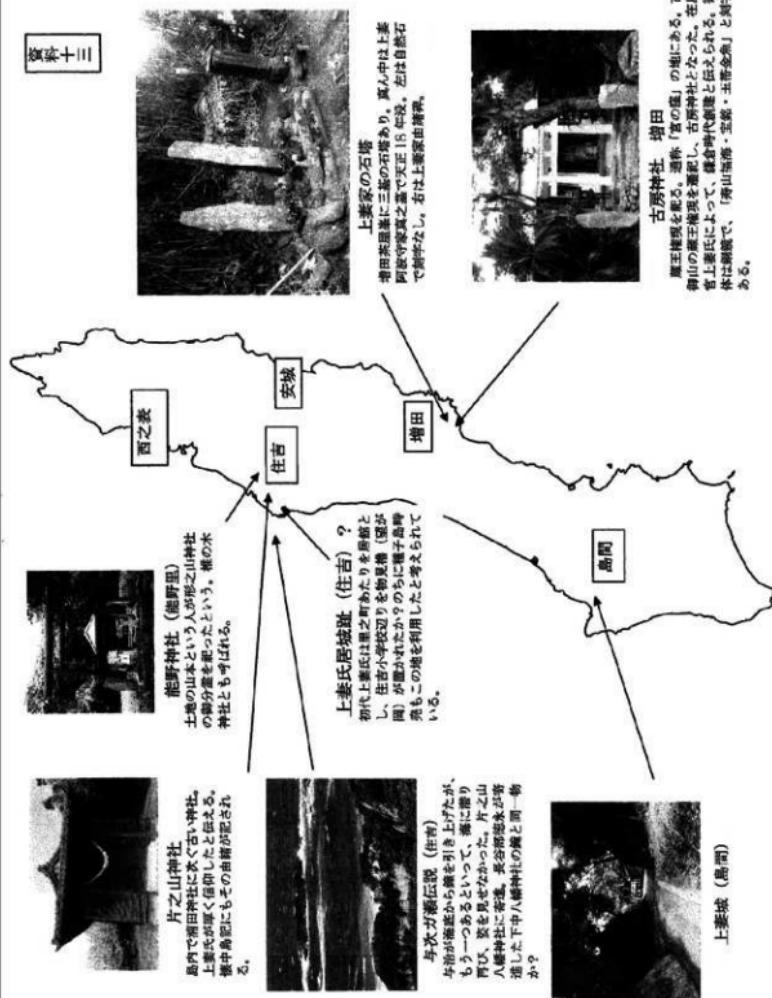
正五郎門院 命寺田子孫注別記

○ 家 成 正五郎門院

(大津府官内帳(ト) 素毛郡 永和上素糸田(モ))

八 猿子島上豪家ゆかりの地

資料十三



資料十四



国登録有形文化財（建造物）

旧上妻家住宅保存活用計画

■作成 令和5年（2023）3月

■編集 鹿児島県西之表市教育委員会社会教育課文化財係

〒891-3101 鹿児島県西之表市西之表 7585 番地

種子島開発総合センター「鉄砲館」内

TEL 0997-23-3215/ FAX 0997-23-3250

E-mail ks-bunka@city.nishinoomote.lg.jp